

「障害者の地域生活移行を実現するためのシンポジウム Part2」記録

基調報告「障害者の地域生活への移行のための現状と課題について」

～ 障害者の地域生活移行の推進に関する事業の実施経過から～

DPI北海道ブロック会議議長

西村正樹



1979年札幌商科大学(現 札幌学院大学)在学中に空手道部の合宿中に交通事故に遭い、以降、車いす生活となる。1981年、北海道庁に採用となり、北海道石狩支庁総務部社会福祉課、北海道保健福祉部障害者保健福祉課などを経て、現在は、北海道立心身障害者総合相談所に勤務している。

また、1997年、第6回YOSAKOIソーラン祭りで障害者と障害のない人で構成する「動夢舞(どんまい)」を結成して「第6回DPI世界会議札幌大会」と障害者の社会参加をアピールした。

2002年10月に札幌市で開催された「第6回DPI世界会議札幌大会」では、組織委員会事務局長を務め、現在、DPI日本会議副議長、北海道移動・移送サービス連絡会(STネット北海道)、社会福祉法人アンビシャス評議員、北海道ユニバーサルデザイン推進機構理事等も務めている。

司会(DPI北海道ブロック会議事務局次長・東智樹) /

これから、「障害者の地域生活移行を実現するためのシンポジウム Part2」を開催いたします。本日の司会を担当します東と申します。よろしくお願いいたします。～資料等説明は省略～

最初に、「障害者の地域生活への移行のための現状と課題について」と題して、主催者あいさつを含めてDPI北海道ブロック会議議長の西村正樹より基調報告をさせていただきます。

西村 /

本日は大変天候の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

主催者のあいさつも含めまして、基調報告をさせていただきたいと思っております。

資料は5ページにレジュメと、関連資料として、20ページ以降に、今年度、私たちが地域生活移行ということで、進めてきた具体的な取り組みを掲載していますので、参考にしていただきたいと思います。

今回の事業は、障害者の地域生活移行の実現をテーマとして、資料21ページの事業計画書のとおり、福祉医療機構の助成事業として実施してきています。

この事業の実施のきっかけは、前回のシンポジウムでもご報告をさせていただいておりますが、今から3年前の2003年の秋に、私たちに、北海道庁が、道立障害児者施設の見直しを検討しているとの情報が入ってきたことによります。

私どもDPI北海道を含め当事者運動にとっては、施設に入所している障害者の生活の場を地域に移行していくこと。現在の施設を見直していくことを、大きな課題のひとつとしています。そして、障害者施設の見直しに関する課題の検討にあたっては、障害者自立支援法に対する全国の障害者の行動に際して「我々(障害者)抜きに、我々(障害者)のことを決めるな」というスローガンを発信してきましたが、それと同様に、こうした施設の見直しに当たっても、行政、施設、専門家のみで議論し、その方向性を決めていくのではなく障害当事者がその議論に参加することが、重要であり必要であるという声を、多くの関係団体の方たちとともに、北海道庁に届けました。

そして、2004年3月に、北海道厚生年金会館で、知事が変わったので、その後の方向性がわかりませんが、宮城県が「脱施設宣言」をしたということで、全国の注目を浴びていました。その宮城県の障害福祉の担当者の方をお呼びして、宮城県でどのように地域移行を進めているか。どのように脱施設を進めようとしているのか。その実践報告を受けるとともにシンポジウムも開催いたしました。

その後、北海道は、「北海道障害者地域生活移行検討会議」を立ち上げましたが、検討委員の選考に当たっては、私たちの求めに応じ、身体、知的、精神、それぞれの障害当事者が参加しました。この検討会議は、昨年10月にその役割を終わり、前回のシンポジウムで示されたように、道の具体的な施策にその検討内容が反映されています。私どもは、そうした当事者の声をあげていく行動をするのと同時に、改めて障害当事者が、これまで実践してきた地域移行に関する取り組み手法に基づき、障害者の地域移行を具体的に実践していこうということで、今回の事業を始めたことを、冒頭に申し上げておきたいと思っております。

そして、事業の実施にあたっては、「障害者自立生活運動の理念と実践」、「医療・個人モデルから生活・社会モデルへ」、そして「エンパワーメント」の3つの障害当事者運動の理念と実践を中心にすることを確認しています。

障害者福祉は、ご承知のとおり、支援費が始まるまでは、措置制度という行政処分として提供するサービスとして実施されてきました。そして、日常生活における身辺自立や職業自立を重視し、障害者が少しでも障害のない人に近づくことを木意表とし、障害者の自立の要件としてとらえられてきたと言えます。しかし、障害当事者が実践してきた自立生活運動は、自立の概念を、根本から変えてきました。

今日、参加されている皆さんが「自立」に関して、どのようなイメージを持たれているかわかりませんが、自立という言葉からイメージするものは、今、申し上げたような職業的、日常生活、経済的な自立、つまり、人に頼ることなく、自分自身のことを自分自身でやっていくということ、自立と長い間とらえてきた。そういった歴史があると私たちは思っています。

実際問題、そうした考え方の中で、自分たちで自分たちの身の回りのことができないと言われている障害をもつ人たちを、施設への入所措置の施策として進められてきました。そこでは、特に重たい障害のある人は、社会の中、地域の中で、自分のことができないのだから、施設に入って、いろいろなケアを受けながら生活していくことが、必要な生活であるとされてきました。その背景である「自分のことを自分でできない」という、我々から言わせると、古い自立の概念の中に置かれてきました。そうした中で障害者当事者運動は、日常生活において、自分だけではできないことがあって、さまざまな介助を受けていても、その人らしく自分の人生や生き方を選んで決めていく生活は、自立であると言ってきました。

例えば、1時間かけて自分の衣服の着替えをするよりも、介助を受けて5分、10分で終わることによって、残りの時間を自分たちのための、いろいろな活動をしていく時間に当てる。それがまさに人間らしい生活ではないかと考え、そして実践してきました。私たちは、他人の介助を受けるということ、いろいろな関係を持って生きていくということでも自立は、成立すると主張してまいりました。

また、障害について「医療(個人)モデルから生活(社会)モデル」という主張もしてきました。

最近、障害者の「害」の字をひらがなに変えたりしています。DPIは2002年に世界大会を開きましたが、問題、障害はどこにあるのかという考え方については、「障害は我々の中にあるのではない。むしろ、社会の中にこそ障害がある」という主張を貫いてきています。私どもは「害」という字をひらがなに変えるということはしていません。それは、問題を明らかにできない、問題を曖昧してしまうだけだと思っています。単に言葉だけの表現で、本質的な中身の問題を考えずに、その言葉を変えていくことを私は、否定しています。

では、具体的にどういうことなのかということですが、例えば、今日、雪の中、皆さんにこの会場に来ていただきました。この建物に入ってから、3階の会場である、この部屋に来ていただいています。

もし、この会場の近くの地下鉄にエレベーターがなかったら、この建物にエレベーターがなかったら、歩行障害のある車いす利用者の方は、このシンポジウムに参加するのに、大きな困難さというか障害があることとなります。そのときに、こうした障害者が直面する問題をどうとらえるのかということがとても大切です。この問題、こうした障害者に対する見方は、基本的に2つあると思います。一つは、「この人は車いすだからしかたがない。」「階段しかないのだからしかたがない。」「エレベーターがないのだからしかたがない。」という考え方があります。もうひとつは、「この人は、車いすだからエレベーターが必要であるから、地下鉄や建物を改善しなければならない。」「でも、今は設置されていないから人力で手伝うことにしよう。」という考え方があります。これは、障害者が抱える問題や障害をどう見るかということになるわけです。最初の視点は、問題の原因をその障害者に求めてしまうものであり、個人モデルと言われています。また、後者は、問題を障害者ではなく、障害があっても、それに対応した環境整備、バリアフリー、介助サービス等を整備し改善することによって、その人が抱えている困難さを解消していくという考え方であり、社会モデルと言われています。この社会モデルは、DPIや障害当事者運動が、主張しているように「障害は、我々障害者にあるのではなく、社会全体にあるのである」、「問題は社会にあるのであって、社会を改善していかなければいけない」という考え方になります。

私どもは、個人モデルの視点ではなく、社会モデルとして視点をもって進めてきました。

そして、エンパワーメントです。今回の私どもの調査してきた中で、その必要性を改めて感じさせられました。エンパワーメントは、一般的には問題解決能力と言われていますが、もともとの語源は、王冠を授けるということなのだそうです。

障害者自立生活運動では、その人は、もともと力を持っているということを前提にしています。だめな人間はいない。それは育ってきた環境や置かれている状況によって、その人の持っているいろいろな力や可能性は抑えられてきてしまった。そうした抑圧から解放され、その人自身が本来持っている力をどう引き出すことが必要であるということで、この視点ももって事業を進めてきました。

今申し上げた基本的な理念、当事者運動の実践を踏まえて、個別具体的に、この障害者の地域生活移行の推進をどうできるのかということ、今回は、道立施設を中心として取り組んでまいりました。

これまでの当事者運動が実践してきた施設から地域生活移行への取り組みは、施設側から見たときに、認知されていないところがありました。

障害者は施設にいるべきという考え方があった中で、施設に入所している障害者に地域移行のための支援を進めるときに、ぶつかる壁が2つありました。一つは、障害者が入所している施設。もう一つは、その障害者の家族です。今回の事業は、その施設と協力関係をつくりながら入所者の地域移行のアプローチを進めていこうとしたもので、時間的な制限等からできませんでしたが、できれば家族に対するアプローチも計画しました。

そして、その協力を頂くことができた施設が、札幌にあるA施設です。この施設自体は、今年の3月で他の施設に統合されますが、そこで実践取り組みをしてまいりました。

具体的な内容は、先ほど申し上げたように、資料20ページに載せてあります。20ページの2番目に書いてありますが、A施設の入所者に対して、面接調査を実施しました。この面接調査結果等は、10月のシンポジウムの資料に載せておりますので、今回は割愛させていただいております。

施設の利用者の方たちに対して、現在の施設生活に関する意識と地域生活に対する意識を、2回にわたり実施しております。1回目の調査は、地域生活に関する情報を提供しないで、施設利用者自身が今どう感じているかという調査を実施しました。2回目には、実際に地域で生活をしている障害者自身が施設に行き、自分たちの個別具体的な生活の状況の説明と、少しでも具体的なイメージができるように、そうした生活を送っている方たちのビデオなどを見ていただき、地域生活についての情報を提供しました。その後、改めて、同じ内容の項目についての調査を実施しました。この調査で私どもが改めて感じたことが何点かあります。

一つは、施設の生活の中で、食事、生活時間帯、訓練の分野など、いろいろな生活状況について不満がありますかという質問を、項目ごとにしていきました。「大変不満である」「不満である」「やや不満だ」「不満ではない」との回答がありますが、「不満である」、「やや不満である」という回答ができました。しかし、その後、ひと項目「あなたは、施設生活について満足していますか」を設問していたのですが、この問いになったときに「満足している」と答えが返ってきています。不満だということがありながら、最後に「満足である」。調査票を回収したときに、明らかに矛盾している。どうしてこういう矛盾した回答が出てくるのか。不満なことがあるのに、最後に、不満ですかと聞くと、「不満ではない」と答えているということです。

一つは、自分たちが回答を選択していくということが、なかなかできなかったのです。訓練センターの方たちは、ずっと養護学校などに隔離されて生活をしてきた。施設をどうして選んだのかということに関しても、ほとんどの方たちが自分で選んでいるわけではなかった。自分で決めていくという経験が不足しているという面がありました。

それから、いろいろと聞かれたときに、自分の意志ではなくて、相手がどのような回答を期待しているのか。こういうふうに回答したほうがこの人は喜ぶという意識が感じられました。例えば施設の方が、施設の生活はどうですかというときに、「食事がちょっとね」、「朝起きる時間がちょっとね」、「介助のあれがちょっとね」と言うよりも、この人は、施設での生活は楽しいですよと言ってもらいたいから、そのように答えようとなってきていると感じました。

「将来なにをしたい？」と聞くと、「福祉村に行きたいと思っている。」、「地域で生活したいと思っていないの？」と聞いたら、「僕の人生はこんなもんだと思っている。」と言われました。まだ22歳くらいの若者ですが、「それでもいいのか？」と問うと、「僕の人生、こんなもんだと思っています」と言っていました。

その後、施設の職員の方ともお話をしました。そのときにその職員の方は、その方について、「彼は、いろいろな力があるはずなのに、どうして積極的になれないのかな。もっともっと、自分で積極的にやれるはずなのに」と言っていました。

私はそうした意見交換や実践をして、10月のシンポジウムで出てきたキーワードであった「あきらめ」ということが、大きな課題であると感じました。それは、やはり、多くの障害者が、ずっとこの間、「あきらめさせられてきた」ということが、間違いなくあるということです。

私は、20歳のときに交通事故で障害者になりました。前回のシンポジウムでもお話ししましたが、当時の私は、自分の人生の中での目的もありました。しかし、障害をもつことになった私に最初に医者の方の言葉は、「あなたは車いすで、この先、生きていくのだから、あなたが持っていた夢も希望もあきらめることが必要だ。」ということでした。

障害のない子どもに対しては、その子の将来について、様々な可能性を持っていることや、その存在が肯定されています。しかし、障害をもって生まれてきた子供は、どうでしょうか。可能性や肯定ではなく、むしろ、あき

らめること、つまり、夢を持つこと、希望を持つことを、否定されてきたことは否めないわけです。その施設の職員の方が「もっと力があるのに、もっとできるのに」と言った言葉に対して私は、「彼の力を社会が抑えてきた。彼は、いろいろな可能性、力、夢も持てるはずだったのに、障害者として生まれてきたために抑えられてきた。二十何年間抑えられてきたのです。それをたった1回や2回の自立生活プログラムだけで、その力を取り戻すことができないという視点は、間違っているのではないか。もって時間を必要としているだけではないか」と、意見交換をさせていただきました。

自立生活、地域生活移行への支援をしていくには、その障害者が置かれてきた歴史、その人が置かれてきた環境を加味し、その人が失ってきてきたもの、抑えられてきたものを、どう引きだしていくのが大切だと思います。それは、やはり同じような人生を生きてきた障害当事者運動がそこには、必要であると、改めて私どもは今、思っています。

障害者の自立生活を阻んできた壁には、施設のほかにもう一つ、親というのが実際問題としてあります。親たちが本当に障害者にとって敵だったのか、一方的に抑えてきたのかということを考えたとき、必ずしもそうではないと私たちは思ってきました。

ちょうど、障害をもって生まれてきた子どもたちが、いろいろな力を発揮していくことを抑えられてきたように、障害児を産んだ親たちがどのような環境の中で生きてきたのかを、併せて考えることが必要ではないか。親たち、施設が一方的に障害者の自立生活、地域生活を抑えさえてきたという視点だけではなくて、なぜそのようになってきたのかも併せて考えることが必要であろうということです。

そこで、今回、親へのピア・カウンセリング、親への自立生活プログラムを企画しました。この企画で私たちは、障害児を産んだ親たちに対して障害者自立支援法などに関する障害者福祉施策等や障害をもって生きるということに関する情報の提供をしたいと思っていました。一般的に、子どもの誕生に際しては、「おめでとう」という祝福の言葉が送られるでしょうが、障害をもつ子どもの誕生に際しては、むしろ「残念ですが、お子様には、

の障害があります。」という言葉が贈られることがあるでしょう。私たちは、そもそも障害をもつということに対するこうした否定的な意識が、障害者が障害のない人とともに生きることを否定してきた歴史の問題点であると思っています。私は、女性の問題と障害者の問題は結構共通していると思っています。健康な子どもを産むことが求められてきている母親。そうした中で障害児を産んでしまったこと。そして「残念ながら」という医療関係者等の言葉があるように、まず、最初の段階でしなければならないことがあると思っています。

この企画については、残念ながら、もろもろの事情でできませんでしたが、この分野に関するアプローチをしていくことが必要であると思っています。

前回10月のシンポジウムでは、繰り返しますが、「あきらめない」ということが、一つの結論であると思っています。そして、そこでは、制度利用も当然大切であります。障害当事者、親、そして施設を含めた支援者が、どう障害者の自立生活、地域生活に向き合っていくのかという共通認識を持つことができたと思っています。

そして、本日開催するシンポジウムについては、開催要綱にも書いてあるとおり『昨年10月29日に開催したシンポジウムでは、障害当事者、支援者及び施設の先駆的な実践などからこの課題についての検討をしてきたが、今回は、障害当事者、相談支援事業者及び弁護士の視点から、障害者の地域生活を「市民権としての地域生活の確立」を基本として』考えていきたいと思っています。

「障害者の生活をどう実現していこうか」、「福祉サービスを利用者の視点でどうつくっていこうか」という視点から「そもそも、障害者の地域生活とは何なのだろうか。」、「福祉という恩恵なのだろうか。」ということを考えていきたいと思っています。

もともと人が人としての生活をしていく上ことは、権利として規定されています。その権利には、自由権と社会権とあります。自由権とは、自由な生き方を保障すること。そして、国家や権力が人の自由を制限してはならな

いこととされています。また、社会権とは、人が生きていくことができるために、国家や権力が、施策等としてしなければならないことだと言われています。権利及び人権は、こうした自由権と社会権が基本になっています。

DPI日本会議からも参加していますが、国連では、障害者権利条約についての会議が、今日までニューヨークで開催されています。DPI札幌大会では、権利条約と障害者差別禁止法の制定を求めた札幌宣言を発表していますし、この大会終了後に設立され、国内の主要な障害者団体が参加している日本障害フォーラム(JDF)もこの条約と法律の制定を運動の柱のひとつとしています。DPI北海道では、障害者差別禁止条例の制定を道と札幌市に求めてきております。

こうした現状のうごきも含めて障害者の地域生活、当り前に人として生きていく生活を求めていくということは、社会的弱者に対して、国家、社会が福祉施策として単に提供するという考え方に立つべきものなのか。それとも、地域生活は市民生活をしていく権利または基本的な人権としてとらえていくべきかということ、今回考えていきたいと思っております。

福祉サービス、地域生活、権利擁護という言葉が使われますが、権利擁護、権利としての地域生活や制度とは何なのかということ、今回のシンポジウム全体で討論し議論したいと思っております。

今回のシンポジウムを含めた事業全体については、3月末に実績報告書としてまとめることになっています。そして、道内の自治体、社会福祉協議会、施設、相談支援事業所等に、無料で配布をさせていただきます、それぞれの機関において、障害者の自立生活、地域生活をどう確立していくかということの提言としていくことを申し上げまして、本日のシンポジウムの開催にあたり、主催者あいさつを含めて基調報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

実践報告「障害者の自立生活と地域生活移行について」

～ 障害者自立生活運動が果たしてきた成果と課題から～

DPI 日本会議事務局長

尾 上 浩 二 氏



1960年大阪に生まれる。小学校を養護学校、施設で過ごした後、普通中学・高校へ進む。78年大阪市立大学に入学後、障害者問題のサークル活動がきっかけになって、障害者の自立生活運動に取り組み始める。作業所やグループホーム建設運動を推進。91年に全国初に導入された大阪市のリフト付きバスや、92年秋に制定された大阪府「福祉のまちづくり条例」制定運動に積極的に取り組む。DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務局員として、国際連帯活動に携わる。

震災以降、障害者救援本部の一員として障害者自身の手による救援活動に取り組む。

1998年に自立生活センター・ナビを設立し、障害当事者による自立支援活動に取り組む。2000年秋より、運輸省・公共交通ターミナルアクセスガイドライン改定の検討委員。

2005年の通常国会で、障害者自立支援法に関する参考人として意見陳述。

現在、DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務局長、自立生活センター・ナビ運営委員、ピア大阪常任委員。その他、国土交通省バリアフリー懇談会委員、大阪府立大学生生活科学部非常勤講師。

司会(DPI北海道ブロック会議事務局次長・東智樹) /

続きまして、実践報告として、「障害者の自立生活と地域生活移行について」、DPI日本会議事務局長の尾上浩二さんからお願いいたします。

尾上 /

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、DPI日本会議事務局長をしております、尾上と申します。

昨夜からこちらに來させていただいていますが、非常にすごい雪に驚いております。この話をしましたら、「これぐらいの雪で驚いてはだめだ」と西村さんに開口一発、怒られました。

2年前に東京へ引っ越すまで、大阪に住んでいて、ずっと活動を続けておりました。大阪は雪といっても、せいぜい屋根の上に雪が積もるのを見たことがあるぐらいで、地面に積もる雪は見たことがない状況で、本当に驚いています。

昨日、駅からある会館に行く途中の道も、電動車いすで移動しようと思いましたが、キュルキュルキュルと滑っていくのです。わずか半日ぐらいの体験で、皆さんの大変さがわかったと言うつもりはないですが、改めて障害とは、環境との関係で大きく変わるものだということを実感した時間でありました。

今日、私にいただいたテーマは、「障害者の自立生活と、地域生活移行について」、特に実践報告、実践的な面から話をしなさいとのことでした。

皆さんのお手元の資料の6ページをあけていただけますでしょうか。そこから私のレジュメが入っております。

話の前半は、自立生活運動、それが目指してきたものということで、皆さんのお手元のレジュメの3のところまでです。後半4から後は、今日のお話のテーマの後半であります、地域移行、とりわけ具体的な実践報告についてお話ししたいと思っております。

今日のテーマの自立生活と地域生活移行ということで、私が思い出しますのは、私自身がなぜ、自立生活運動に取り組み始めたかということです。私は幼いときに、養護学校を経て、肢体不自由児施設に行きました。そのときの強烈とも言える体験が、原体験になっています。今から30年以上も前の話ですが、基本的には、今も同じような状況があるのではないかと考えています。

レジュメの1番、私自身の体験を少しお話をしたいと思えます。私は仮死早産、8カ月で生まれました。保育器で過ごし、その後、1歳になってもなかなか首が据わらず、脳性マヒと診断されました。特に下半身に痙直、緊張の強い、下肢痙直型の脳性マヒがありました。脳性マヒに特徴的なアトーゼ、言語障害があまりなく自覚としては、自分で思っているよりも呼吸が詰まる感じはありますが、あまり脳性マヒらしくない脳性マヒで、運動の仲間から、「おまえは、にせもののCPだ」とよく言われたりします。しかし、これからお話しします私自身の体験は、まさにその時代の脳性マヒや幼いときからの障害者がおかれていた典型的な状況だったと思います。

私は、小学校を養護学校、施設で過ごし、中学から普通学校に入りました。中学校に上がるときは、3回ほどその中学校に私の障害の状況についていろいろ話に行き、やっと入れてもらいました。高校も普通学校に進みましたが、その後、就職のこととか、いろいろなことで悩み始めるわけですが、その当時は障害者として相談できる場所、今でいう自立生活センターという場所がなかったのです。やっと大学に行ったときに、自立生活運動をしていた先輩の障害者が、介護者を探しに大学にピラをまきに来ていて、そこでの出会いが、私の人生にとって非常に大きな転機になったと思います。

障害者運動に入るきっかけを考えると、特に施設の中での体験。わずか3年くらいの体験でしたが、幾つもの思い出があります。

一つは、私が入所する施設がどうやって決まったのか言いますと、入所が決まる1週間前くらいに役所から電話があって、母親から、「来週、施設に行くことになったから」と言われ、私自身は、何も聞いていなかったという感じでした。児童相談所と親との間で私が施設に入ることが決まっていた、空待ちで、1週間前に空いたと連絡が来た。子どもですから、何のことかもわかりませんが、自分の意志でいつ、どこに入所するかではなく、いつの間にか自分の進路が決まっていたということです。これが1つ目です。

2つ目は、子ども心に、今思い出してもヒリヒリとする思い出ですが、私は、子どものときから本が好きで、自分の宝物にしていた本がありました。その本を段ボール箱に詰めて施設に持って行きました。それをベッドのところで開いていたら、婦長さんに、「こんなもの置く場所はないですよ。教科書と衣服、着替え以外、置く場所ありません。お母さん、持って帰ってください。」と言われました。確かにそうなのです。私のいた肢体不自由児施設は、16人部屋をパーティションで区切って、8人、8人で、ベッドが向かい合わせに4つずつ並んでいた。子ども用の車いすでやっと横につくくらいで、そのベッドの枕元に、病院にあるようなサイドテーブル、本箱が上になり、下に着替えを入れるロッカーがあった、それだけ。本箱に教科書入れて、あと何冊か漫画を入れて終わり。それでも何も置く場所がない。結局、自分の大切にしていたものも置けない。持ち物制限がありました。これが2つ目でした。

3つ目、エッとびっくりしたのが、私がその施設に入ったときにパッと着替えを見ましたら、上着からパンツ、シャツ、靴下にいたるまですべてに「51番 尾上浩二」と書いてありました。母親が書いたり、縫ったりしたわけ

ですが、いまだに、51番という数字は、あまり得意ではないです。イチロー選手は嫌いではないのですが、あの51番を見ると思い出してしまいます。全部に51番と書いてある。なぜかという、洗濯をしたときに整理しやすいようにするためです。「この施設の中で過ごす間は、僕は51番なのか」という感覚でした。こんな胸のところに「51番 尾上浩二」と書かれていて、これでは外には出られないと、子ども心に思いました。この施設の中で過ごす間は、僕は51番なのかという感覚でした。

でも、51番をつけては出られないという心配は無用な心配でした。なぜなら、一步も施設を出られず、24時間施設の中しかいらませんでした。外に出ることがないわけです。私の行っていた施設は、1階が寄宿舎のような部屋で、エレベーターで上がると、施設内学級がありました。大阪市内にあって、近くに地下鉄駅があっても、その駅を使うことはない、一步も外に出る必要はなかったのです。当時は、お盆と正月、春休み、それぞれに1週間ずつ外泊ができるくらいでした。しばらくしてから、土日も外泊ができるようになりましたが、それまでは、土、日は面会ができるが、外泊は、お盆、正月、春休みでした。

その中で子ども心に強烈だったのは、先ほど西村さんから医療モデルという言葉がありましたが、私の行っていた施設は、日赤病院の分院の形で、医療と合体した施設の形をとっていました。そして、医者がすべてのことを決めるという感じでした。

特に強烈だった体験は、手術と就寝時の訓練でした。皆さんのお手元の資料に、そのときの体験記を、ある障害者団体の機関誌に書いたものを載せてあります。

まず手術ですが、私の時代は、脳性マヒは、延長手術という、関節を伸ばす手術がはやりだった時代でした。はやりという嫌みっぽく聞こえるかもしれませんが、本当にそうでした。今、脳性マヒを手術で治そうとする人がいれば、よほどのやぶ医者だと思います。亜脱臼があると、骨の変形があって、その痛みを取るための手術はあるとしても、脳性マヒそのものを手術で治すという医者にはあまりお目にかからないと思います。

私たちの時代は、伸びない関節を手術して伸ばしていったんです。私は合計8カ所、腰、膝の後ろ、アキレス腱を手術をしています。しかし、手術をすればするほど、障害が重度になっていきました。特に膝の後ろを手術して確かに伸びたけれども、逆に今度は、曲がらなくなりました。伸びない足よりも、曲がらない足のほうが生活するうえでは、絶対不便です。

例えば、和式のトイレは、曲がらない足では絶対に使用できません。松葉づえで歩くとき、四点歩行で歩いていたのが、膝が曲がらないですから二点歩行をして、飛んで歩くようになりました。私の歩き方を見ると、脳性マヒというよりは、ポリオか脊髄損傷に見えるとよく言われます。それは手術の結果なのです。車いすに乗っていると障害が軽く見えがちらしいですが、私が畳の部屋に行くと、横向きになって寝ころぶしかありません。寝かせきり障害者という感じになります。それは、すべてこのときの手術の結果なのです。

もう一つの体験ですが、夜寝るときに、ポジショニングという名前の訓練をしていました。どういう訓練かというと、板をベットの上に置き、その上に毛布を敷いてうつ伏せになります。私は、緊張タイプの脳性マヒなので腰が伸びきらないので伸ばすために、さらしのような布で体をギュッと縛り、そのまま夜の6時から朝の6時まで12時間固定されました。私は、もともと緊張が強いですからそれを伸ばすために、看護婦さんがベッドの端に足をかけてギュッと縛っていたのを、今子ども心に思い出します。それだけきつく縛っていたので、朝起きると、下半身の血が止ってどす黒くなっていました。痛みを乗り越えてしびれきっている感じの状態でした。

子ども心に痛みと同時にもう一つ辛かったのが、トイレです。特に腰のところを強く縛られるので、膀胱が押されるのです。いまだに思い出すのは、おトイレしたくなるので、「看護婦さん、おしっこ」とナースコールで呼びます。看護婦さんが尿瓶を持ってきて「はよ、しなさい」と言います。こう見えても脳性マヒです。「はよ、しなさい」、その一言でスイッチが入ってしまいます。脳性マヒは精神的緊張が肉体的な緊張になるのです。「はよ、しなさい」という言葉で、先ほどまであんなにトイレをしたかったのに、早くしなければいけないと思い、気張れば気張

るほど尿が出なくなる。30分くらい頑張っても出ないので、「看護婦さん、出ませんでした」と言って尿瓶を渡して、また縛られる。また2、3時間したらトイレしたくなって、また尿瓶を持ってきて、「はよ、しなさい」と言われ、また出なくなる。

朝の4時か5時くらいまでそういうことが3回くらい続いたある日、看護婦さんが「尾上君、ええ加減にしなさい。さっきからおしっこおしっこって、訓練をさぼりたいから、うそをついているんでしょう」と言われました。心の中で「違うわい」と思いました。でも、施設の中にいたら、今、私べらべら話しているから、バンバンとやり返したと思われるかもしれませんが、施設の中では違いました。心の中で「違うわい」と思っても言えないのです。言って、介護の放棄があるとか、いろいろ考えると見えなくなったのです。今なら、あなたは脳性マヒの障害の特性を知らないからと言って、多分10倍くらいにして返せると思いますが、施設にいるときは返せない。反論して、その結果が自分にどう返ってくるのかを考えてしまい、二の足を踏む、施設生活とは、そういう構造なのです。

特にこのポジショニングの中でおトイレのつらさから、自立生活の中で自己決定というと、「すごく障害者がわがままに、したい放題のことをしたがつている」と、今、厚生労働省が言いたそうな言い方で描きますが、私たちにとっての自立への気づきの原点は、トイレの自由、トイレくらい自分の行きたいときにさせてくれよという、それが一番の原点だったと思います。食い物の恨みも恐ろしいと言いますが、トイレの恨みは、もっと恐ろしいというのが僕の正直な実感です。

もう一つ、今日のテーマである地域移行との関係で言っておかなければいけないことがあります。私たちの時代の養護学校や施設では、毎年、卒業式、入学式のときに、必ず学校長さん、分校長さんが言っていた言葉です。「あなたたちは大人になって、この施設や養護学校を出ていったら、いろんな辛いことや嫌なことに遭うかもしれない。でもそんなときに、怒るのではなくてニコニコと笑ってやり過ごせる、かわいがられる障害者になりなさいよ。」と言われました。あしざまに言っているように聞こえるかも知れませんが、本当にそういう形での表現でした。こういう話をすると、大体どこでも私と同じくらいの世代の人は、うん、うんとうなずく。もしかしたら、文部省の指導要領とかに『「かわいがられる障害者」教えましょう』というのがあったのかなと思ってしまいます。

先ほどの西村さんの話の中で、いろいろな具体的なことで不満、不満、不満とあって、でも、最後にそれほど不満ではないという回答が出てくる。「自分はこうしたい」となぜ言えないのか。それは言えないのではなく、言う、それに対していろいろ差しさわりがある環境を今までつくられてきたと思います。自己主張や自己決定をすることをためらうことを当たり前とするような環境があったのではないかと思います。私たちの時代は、それがすごくわかりやすかったのです。「かわいがられる障害者になりなさい。」という言葉が、そのことを表すものと言えます。

最後にふれておきたいのが、私がなぜ普通中学に行ったか、行けたかということです。私の時代だと、まだ、私くらいの障害程度では、普通学校に行くのは非常に大変でした。そのきっかけは、母親が、私が手術をするたびに体の形が変わって帰ってくる。座れていたのが座れなくなる。歩いていたのが変な飛んだような歩き方しかできなくなる。このまま放っておいたら、最悪、棺桶に入って帰ってくるのではないかと怖くなったからです。とにかく、ここ(施設)から出そうと思って、普通中学へ行くことになったのです。冗談ですが、もし、手術が成功していたら、そのまま施設にいたのかと思うと、手術が失敗してよかったのかなと思ったりします。

私たちの時代の親は子どもに障害があると、いろいろな医療機関、相談所、専門家、さらに新興宗教など、治ると言われれば、ありとあらゆるところに行きました。そして、特に公的な機関、専門家と言われる人たちの言葉を天からの声のように受け止めました。

私の母親は何とかして施設から私を出すために普通学校に行かせようと思いましたが、ところが行かせようと思ったときに、入学拒否のシャッターがバーンと出てきました。最初に、地元で歩いて5分のところにある中学校に行っぴっくりしたことがあります。私は、その当時、何とか松葉づえで歩けたのですが、その当時の教頭先

生が、「うちの学校には段差がありますので、もし、つまりいて、けがでもされたら責任問題となりますから」という話で断ってきました。そう言われた、母親は、入学をあきらめかけたのです。

その当時、私の行っていた施設の中に、今でいう地域リハビリに、とても熱心に取り組んでいた施設職員がいました。その当時としては変わった人で、できるだけ普通学校に戻したいという方針で取り組んでいました。その職員と一緒に母親についてきてくれて学校に行きました。「ひっくり返ってけがでもされたら」ということに対して、その人は、「尾上君はひっくり返っても大丈夫なように、私どもの施設でトレーニングしていますから」と言ってくれました。でもそのときに結論は出なく、2回目、3回目と話し合い。3回目のときに「では、尾上君、一回階段を上がってみなさい」と言われました。エレベーターどころか、階段の手すりもなく、えっちらおっちらと上がって、それを教頭先生が見ていて、「何とか上がれますね」と言って、何とか入学が認められました。そのとき、サポートしてくれる施設の職員がいなければ、私の母親と私だけだったら、教頭先生に、ひっくり返ったら責任問題になりますからと言われた段階で、もうアウトという感じでした。

地域移行といったときに、そのときに適切な情報やアドバイスや、さまざまなバリアがあったときに、本人がアサーティブに自己主張をして言っていければ一番いいわけですが、すぐにそうならないときに、一緒に支援してくれる人の存在は非常に大切だと、私自身の体験からもわかります。

長くなりましたが、何を言いたいのかというと、私の時代はこんだけ大変であったと、苦労話を言いたいのではなくて、先ほどの医療モデルや、親の問題ということ、そういうものが、今、自立生活運動をやっている活動家とされている者の実体験、実生活の背景にあって、自立生活運動が巻き起こったのだということ。そして、私たちが体験をした施設で隔離された障害者の生活を変えていくために、今、地域移行ということがキーワードになっているのではないかと、最初に言っておきたいと思います。

レジュメの2番目と3番目は、先ほど、かなり西村さんのお話したと重なりますので、さらっと確認程度にしておきたいと思います。

今日の話の後半でさせていただく実践報告は、私が2年前、大阪で代表をしていました、自立生活センター・ナビというところの実践を中心にしたものです。

自立生活センターとはどんなものかということは、もう十分知っているよという方も、たくさんいらっしゃると思いますが、再確認をしておきたいと思います。

日本で自立生活運動といわれるものが生まれてきたのは、1970年代からです。今でいう自立生活センターという明確な形を取り出したのが、1980年代半ばくらいからです。そして、1990年代に大きく広がり、2005年の今では、全国で150カ所くらいを数えるようになっています。

自立生活センターの特徴は、大きく言って2つあります。

一つは障害者主導の運営、障害者が中心になって運営をするということです。

もう一つは、自立生活に向けたサービス提供をするというものです。障害者主導という運営は、独善的に障害のない人をお断りというのではなく、障害者自身が自らの体験の中で、どういう支援やサービスが必要なのか、我が身をもって一番知っているのもので、そのことを生かせるような運営が必要なのだということで、障害者主導の運営なのです。運営委員会の過半数が障害者であり、代表と事務局長が障害者であることが必要です。そして有給職員の少なくとも1名以上が障害者という特徴があります。

2つ目の自立生活に向けたサービス提供は、地域によっていろいろなバリエーションがありますが、基本的なサービスとしては、次の4つです。

1点目はピア・カウンセリング、当事者同士の相談です。

2点目は自立生活プログラム。これも先ほど報告が既にありましたので、自立生活プログラムが何かとは詳しくはいいませんが、実際の自立生活に必要な生活トレーニングです。

3点目が情報提供、その中に介護派遣なども入ります。制度や社会資源を使って、地域で生きる必要なサービスを確保していくことです。

4点目が権利擁護、社会資源を開拓していくということです。

こうした、障害者が地域で生きていくために必要な4つのサービスをつくり出していき、そして社会を変えていくことに、自立生活センターの大きな役割があることを確認しておきたいと思います。

自立生活センターといったときの自立及び自立生活とは、どういった意味を持つのかということも、併せて確認しておかなければならない重要なことです。去年1年間、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」と私たちが取り組んできた、障害者自立支援法でも自立支援とっています。私たちが言っている内容と全く一緒ならば、こんなすばらしい法律はないのですが、そうでないから問題にしてみました。その内容は、むしろ、私たち自立生活運動が批判をしてきた、昔ながらの自立論に、やり戻っているところがあるのではないかと思います。

やり戻っている昔ながらの自立論とは、どんなものかということ、私の子どものときにあったような、「手術をし、訓練をしても、自分の身の回りのことをできるようになりなさいという、ADL自立」なのです。例えば、「福祉機器を使用したり、家に手すりやリフトをつけたりして、自分のできることを増やしていく。」それは自分にとっても快適なことです。「環境を変えてできることで自分ができることが増える」と違って、ここでの自立論は、「障害のない人と同じようにできることを目指しなさいというADL自立。」極端な言い方をすると、「人の手を借りないことが自立」ですよ。

もう一つは、手に職をつけて生活の糧を得ること、職業自立です。そういう考え方が中心です。障害者がいろいろな働く場面に出ていき、就労の機会がどんどんどんどん広がっていくことはすごく重要なことだと思います。でも、そのためには企業が変わり、働くための支援を得ながら働くという考え方が必要なのです。一昔前の職業自立という考え方は、人の手を借りないことが自立の延長上で、一般の職場に障害のない人と同じように働ける能力を身につけて初めて働く。そういった自立論でした。

ADL自立と職業自立の2つの自立論は、どちらも共通項があります。障害というのは、障害者が障害をもって生まれたことに責任があるという個人の問題なのです。西村さんがお医者さんに言われたこと、お医者さんのとらえ方は、西村さんが事故で障害を負った。「アンラッキーだったね、しかたがないね」、西村さん個人のアンラッキーな問題というとらえ方。個人の問題だから、個人ができるだけ頑張って社会に合わせましようという、少し難しい言い方でいうと、社会適応です。そういう考えでは、障害者はできるだけ治療や訓練をして障害のない人に近づけよう。社会のペース、ルール、テンポからはみ出る障害者は、少し別のところに置いて保護ましよう、という考え方です。そういう考え方になっていきます。そういう考え方を個人モデル、医療モデル、リハビリテーションモデルといいます。

これに対し私たちがずっと言ってきたのは、自立生活、地域での自立という言い方です。1970年代以降言われてきた自立論は、内容的には大きく3つのポイントがあります。

1つ目は、自己決定。障害者自身が自らの意志に基づいて、どこに住むのか、どういう生活をしたいのかを決めることが自立。人の手を借りても、自分がしたいことを決められれば自立できている。これも西村さんの話にもありましたが、例えば服を着替えるのに、自分でやると1時間かかる人が、介助者をつけて5分で済ませて、残り55分を自分らしい生活をする。そのほうがより自立した考えですし、そういった自己決定が尊重されます。

2つ目は、保護、隔離ではなく、地域での生活です。障害者だけが集まった学校、施設ではなく、一般の社会の中でともに暮らしていく。そういう地域での生活です。

3つ目は、障害者が自己決定をして地域で自立したいというなら、どうぞご自由におやりなさいということで自由にできる世の中ならいいですが、そうではないから問題なのです。そのために必要な社会資源の整備をした

りする。例えば、精神障害者が精神病院から退院をし、地域で暮らそうとしたときに、そのために必要な住まいの場所をつくろうとしたとき、いまだに自治会の反対に遭う。あってはならないことなのですが、残念ながらあります。そういう差別的な社会的意識、社会の側を変えていくというのが、3点目です。

もう一度繰り返します。「自己決定」、「地域での生活」、「社会の側の変革」、こういったことを提起してきたのです。これが新しい自立観で、私たちがいう自立生活の考え方です。こういった考え方の変化は、日本だけではなく、全世界的に1970年代前後くらいから起きていたようです。

レジュメの上に、アメリカのガベン・ディジョンという人が書いた論文から抜粋したが、先ほど言いましたリハビリテーションモデルと自立生活モデルを比べた表を貼り付けています。後で質問があればお受けします。見ていただければ一目瞭然ですので、これで確認いただければと思います。

これからは具体的な実践のお話しをしたいと思います。今までは、障害者の自立生活、あるいは自立生活運動が目指しているものは何かというお話しをしました。次に、地域生活移行の取り組みとして、どんなことをしてきたのか。また、その中で、どのような課題が見えてきたかを一緒に考えたいと思います。

皆さんのレジュメに書いてある内容についてお話ししたいと思いますのですが、その前に2つほどコメントをおきたいと思うことがあります。というのは、私たちも当然、地域生活支援とか地域移行という言葉を使うのですが、あえて言えば、なぜわざわざ地域生活とか地域移行ということを強調しなければならないのだろうかということです。

例えば障害のない人が病気になって2週間とか1カ月とか入院されたとします。退院されて自分の家に戻られたら、退院して家に戻ったとしか言わないですね。退院して地域生活に戻ったとは言わないですね。でも障害者の場合、施設や精神病院から出て、地域で暮らす。これを地域生活移行、地域生活と言う。そう言わなければならないほど、障害者の地域生活には、まだまだ困難さがあるということです。同時に例えば施設入所や病院での暮らしが、その目的を終えても、地域に社会資源や支援がないという理由で、長期間、そこで暮らしている。そして、それがあまりにも当たり前になっている。そのことの裏返しがいよいよ地域生活移行、あるいは地域生活という表現になる理由のキーワードの一つになるという背景であることを押さえておきたいと思います。だから地域生活移行という言い方がだめだと言いたいのではなく、それだけ重要な課題だということですね。別に障害のない人は病院から家に戻るのは何も問題ないということではないのですが、あえて言うと、加療を終えたら家に戻るのとは当たり前です。だから病院から家に戻っても、それを地域生活とは言わないのです。ところが社会の中で重度障害者であればあるほど、一生施設で暮らしているのが当たり前、一生病院で暮らしているのが当たり前という社会通念、そういう実態がある中で、だからこそ地域生活というキーワードが成り立つということが一つです。

もう一つは、今日お話しをする事例は3年ほど前の事例です。「施設から地域で暮らしていく」と言われるようになったのは、この4、5年くらい前から始まったものではありません。そもそも1970年代の自立生活運動を始めた仲間は、まさに鳴り物入りでつくられた施設の中でいろんな体験をし、その中で自分の1回限りの人生をやっぱり「自分らしく生きたい」と思って施設を飛び出して、自立生活を始めていったわけです。

また、私自身の体験で言いますと、今から15、16年位前ですが、その当時に20年間位、療護施設で暮らしておられた重度の脳性まひの仲間を自立支援するのにかかわりました。その当時は、まだ自立生活センターという形での団体を、私たちは持っていなかったもので、その方には、作業所の奥の部屋に泊まってもらうなど、今で言えば自立生活プログラムのようなことを実施して、さあよいよ自立だという話になった時に、その方はもう50代後半で、親御さんは亡くなられていたのですが、兄弟がおられました。その兄弟がその施設でいう保護者ということだったのですが、施設から出るとなったら保護者との確認、了解が必要ですよというような話になって、

もう何年も会っていないお兄さんと会ったときに、こっぴどく怒られたのを覚えています。そのときの言葉をそのままの言い方をしますね。

「おまえらが変なことを吹き込むから、せっかく施設にずっとおれると思ったのが、出たい、出たいと言うようになってしまったんや。」と怒られました。僕は「かどわかしているんやなくて、本人さんが自立したいと言っているんですよ。本人の気持ちに添っているいろいろやっています。」と言っても全然とりつくしまないんですね。でも、その人自身は、「自分ももう50代後半や、このタイミングを逃したら一生出られないかもしれないから、僕は何があっても出たいねん。」と言って全然聞く耳を持たないお兄さんとの関係の中で、2カ月くらい平行線の状態で、でも本人はあきらめませんでした。そこまで頑張ってくれるまでいろいろプログラムを実施したり、本人さんの意志を確認できたのはよかったなあと、今、改めて思います。

最後はお兄さんから「じゃあ、一筆書け」と言われました。何かというと、「施設から出て困ったことがあっても、一切親戚を頼りません。」いわば絶縁するということでした。本人はつらいけれども書きました。お兄さんと絶縁してでも施設を出たいということでした。施設を出た後、彼はずっと未就学だったので、夜間中学に行かれて、そのあと定時制の高校に行かれて勉強して、第二の青春を過ごしました。今、施設を出て、十数年目になりますが、自立生活を継続しておられます。

障害者の自立生活は、このように、すんなりと社会が認めたわけではなく、いろんな試行錯誤や、本当に人さらいであるかのような言われ方や状況であったりしました。そうした中でも、やっぱり施設を出て地域で暮らしたいという障害者の思いがあり、そういう活動をしてきたということを前置きとして確認しておきたいと思います。

その上でAさんの事例ということで、これは今から3年ほど前に出した報告なので、ちょっと年代とかがずれているところがありますが、資料を見てください。

Aさんが私たちのセンターに来てくれたのが1998年で、当時は、20代前半でした。

脳性まひで上肢、下肢、体幹機能と言語障害があり、全面介助が必要なかなり重度な方です。比較的アセトーゼ、緊張はありませんが、片手の指先だけが動くということで、腕をかなりきつく縛って、指先だけで何とか電動車いすを操作していました。

その彼が私たちのセンターに来られた経過は、私たちのセンターが大阪市から市町村生活支援事業の委託を受けていたので、私たちの機関誌を区役所などにおいてもらっています。その区役所で私たちの機関紙を見て、区役所から紹介されました。私たちは、大阪で身体障害者の大阪市独自のグループホームとありますが、ケア付き住宅のようなものをしています。彼は、グループホームに入居したいと最初は区役所に言ったのですが、区役所ではグループホームはないということで、私たちの機関紙を見て、「ここやったら知ってるやろう」と来たんです。

もう一つ背景として、彼のいた施設は1990年代にできた、大阪でも1番目か2番目に新しい施設でしたので、比較的自由とありますが、施設職員も非常に若い人が多くてやる気があったので、彼が私たちに相談に来た時に、施設職員も一緒に来て、私たちとの相談に立ち会ってくれたりもしたんです。まずは最初に、「ピア・カウンセリングしてみようか」と話を聞いてみると、最初「グループホームに入りたい」ということで、「グループホームってどんなところか知ってる？」と聞いたら、テレビで見たことがあるというぐらいでした。よくよく聞いてみると、彼は、8歳の時からずっと子供の施設にいて、二十歳まで子供の施設にいました。18歳過ぎたら本当は子どもの施設は出なければいけないのですが、加齢児といって、18歳を過ぎていてる児童ということで二十歳までいました。そして二十歳になったときに、自分が知らない間に親と福祉事務所との話し合いで勝手に大人の施設に措置変えになったということらしいのです。そして、療護施設にいて、たまたま入った療護施設が新しい施設だったのですが、そういう経過で、彼は8歳から私たちと出会った段階で15年くらい入所施設にいました。まだ20代前半だったんですが、「子供の時からずっと施設なので、30、40となってきたら自分も施設を出

るのが大変かなと思って、自分としたら二十歳代、遅くとも30代には自立したいなと思って、でも自立したいと言っても、何をそんな夢みたいなこと言ってるの言われるかもわからへんなと思って、だから施設から出るためにテレビで見たグループホームに移りたいと言うたら、何か道が開けるかなと思ってグループホームに入りたいというたんや。」と話してくれました。「ああそうか」ということで、「それやったらグループホームなのか、例えばアパートを借りての自立なのかはゆくゆく考えたらいいから、まずは自立生活プログラムを受けてみよか」という話で、自立生活プログラムを受け始めてくれたのです。私たちは、自立生活プログラムを年に3回から4回程度やってきたんですが、彼はそのすべてに参加してくれました。合計7期か8期くらいで、皆勤賞状をあげたいくらいでしたけれどね。

特にその中で、私も担当して思い出深いのですが、旅行計画をテーマにしたプログラムがありました。旅行に行ってみようというプログラムですけれど、実はこのプログラムをつくったのも彼からの相談がきっかけだったのです。彼の施設は新しい施設なので、電動車いす使用者の外出も許可制じゃなくて届出制だったんです。そういう意味では届けたら自由に出られるというところだったのですが、さすがに外泊というか旅行までは、すぐに認められないということでした。具体的には、彼としては自立生活プログラムを受けだして、先輩の自立障害者の話とかを聞いて、自分もちょっと旅行を試してみようと思って、施設職員に立ち話みたいな感じで、「僕、今度旅行してみようと思うねん」とか言うたら、「まだちょっと早いんちがうかな」みたいな感じで軽く言われたそうです。それは、拒否されたというのでもないのですが、「旅行してみようと思うけど、あかんと言われた」と彼が言うので、「それやったらな、自立生活プログラムで旅行計画をつくって、こういう目的でこんなふうにして、こういう介護体制を付けて行きますという旅行プランをちゃんと自立生活プログラムでつくったら、施設の側も認めてくれるちゃうか」という話になったのです。こういうノリで私たちのプログラムって始まるんですね。最初から何かこう、どっかの講座のように最初から1年間のプログラムがあってというよりは、実際に必要とする場面があったときに臨機応変に実施していくというのが一つの特徴ですが、そのとき旅行をテーマにしたいという希望者が何人かいました、ちょうど旅行のプログラムになって、彼はずっと施設暮らしなので、テレビだけが唯一の情報なので、旅行といったときに、初めての旅行なんですが、もうイメージは、しっかりとあるわけです。

テレビで見た「新幹線のぞみに乗りたい。」、「ディズニーランドに行きたい。」、「東京タワーに行きたい。」、「フジテレビのあるお台場に行きたい。」と言いだし、もう観光コース総なめみたいな感じでしたが、ではどうやって行ったらいいか旅行計画をつくることになりました。まずどこへ行こうかということで、大阪から東京に行って2時間半かかってと、きちんと計画をたてました。「ディズニーランド、東京タワー、お台場に行くのに1泊2日では無理やな。じゃ2泊3日にしよう。」でも2泊3日でも行けるかと話しをしながら、こういうスケジュールにするとか、介護者とはどこで待ち合わせて、夜の介護は何時までとか、介護料は1時間千円払ったらこれだけの金額になるか。どれだけの介護が必要で、介護料いくらになるやろうかということも計算をしたわけです。

あと、「のぞみに乗りたいと言うけれど、車いすでどうやったら乗れるのか知ってるか」と言うと、「いや知らへん」とか。「実は11号車に車いす用の席があって、そこは事前に電話で予約せなあかんのやで。」と情報確認をしました。そのころから私はずっと出張で新大阪の駅を使ってましたから、知り合いの駅員もおりました。「じゃあ今度1回実際に予約に行ってみよう」ということで行ったんですが、今日はうちの若いもんを連れてきましたみたいな感じで行って、「予約は当日30分くらい前までにここに来ていただいたら結構ですから。」と、私が横で睨んでいたものですから、2日前でなくて30分前で大丈夫ですねという話なんです。ここで予約をしたら11号車にこういう席がありましてと説明をしてくださいました。せっかく新大阪まで来て、このまま帰るのはもったいないなという話で、「じゃあ今日は、京都まで1回予約してみよう」と、京都まで予約して15分間だけ乗って、帰りはもったいないから新幹線ではなく普通で帰ってきました。そういうふうにして実際に新幹線の予約をしたり、ホテルはどこを予約しようと思ったら、「自分は電動車いすやから、電動車いすでベットまでいかなあかん」と言うから、

「じゃどんな部屋やないとあかんのやろう」ということになります。例えば車いすの幅はどれくらいあるやろう。自分の車いすは65センチやとか、奥ゆきは107センチやと、そういうのを計ってわざわざスピーカーフォンで電話をかけて、ヒルトンだったんですが、「入り口は何センチありますか?」「うちのホテルは入り口80センチあります。」とか「ベット横の壁との間は何センチありますが?」「90センチあります。」いずれもいけるねという話で、じゃあバリアフリールームじゃなくても広めのツインでいけるなと確認しました。そういうことを、そういう準備、つまりもう一度言いますと、スケジュールを自分で立て、介護者を自分で付ける。そのための費用はどれくらいかかるんだろうか計算する。あるいはそこに至るためのバリアフリーな交通機関や部屋を借りるためにはどこをチェックしなければいけないか。入り口の幅であったり、おトイレの入り口の幅であったりとかです。実はこれって施設を出て自立生活をするときに必要な準備と重なる。

そういう経験を通じて、彼にとっては、自分で立てたプログラムで2泊3日の旅行計画をやり通したことでごく大きな自信になります。そして、これで自立しても大丈夫やなと思いたしたということで、施設を出て自立生活を始めることが、より具体化していくわけです。2002年の初めには、自立生活センターの自立体験室とか、ウィークリーマンションを借りて1週間の自立生活をしました。自立体験室があるのに何でわざわざウィークリーマンションを借りるのと思われるかもわかりませんが、自立体験室の場合逆にちょっと設備がよすぎて、一般のアパートと違う場合があるんです。例えば自立体験室の入り口には違法駐輪があって入り口に入れないということはないのですが、大阪のワンルームマンションなんかでは違法駐輪があるわけです。だからそういうときにはどうするかということも含めて、自立体験室と併せてウィークリーマンションを借りて1週間自立体験をやりました。その中で、自分の介護の必要な時間を確かめたり、施設退所後の自分なりの生活イメージをつくったりしていくことなのです。

自立生活でとても重要な話として介護があります。笑い話のような話ですが、自分がどんだけ介護が必要かということで、「1回介護体制をつくってみよう、旅行だったから泊まりに介護を付けたけれど、今回はどうする?」と聞いたら、その彼は「僕は自分の家だったら、多分泊まりの介護はいらないねん」と言うのです。僕はこういうことばかり二十何年もやってますから、どう見てもいるんやけどなと思うんですが、いらないと言うから、「じゃあ試しに自立体験室で隣の部屋に介護者に泊まってもらって、どんだけ夜中に呼ぶかそのデータを取ってみよう」と言って介護者を付けたんですが、トイレなどで1~2回、寝返りで2回、一晩で3回から4回ぐらいやっぱり介護が必要だったんですね。「一晩3回から4回介護いったよ」と言うと、「あ、ごめんごめん。寝てて覚えてなかった」と言ったんですが、それだけじゃなくてね、施設の職員、スタッフに聞いてみたら、「彼は大体定期巡回の度におトイレとか布団かけてますよ。」つまり施設というのは9時とか12時とか、一晩に何度か定期巡回がありますよね。本人が寝てても、し瓶でおしっこをしたりと、知らないうちに寝返りをやってもらったりとかがあるんです。つまり自分の受けている介護が、長期間の施設生活の中でわからなくなっている場合があるわけです。それを確かめていく意味でこの自立体験室は非常に大きな意味があったと思います。

そういう経緯を経て2002年6月、ついに念願の自立生活を実現し、今はアパートを借りて介護派遣を受けています。今現在、朝2時間から3時間のホームヘルプのモーニングケア派遣をうけたあと、彼は将来コンピューターを使って働きたいということで、今パソコン工房というコンピューター部門のある作業所に通っています。そこに毎日行っているんで、朝の介護を受けたあと、作業所まで送ってもらい作業所で働いたあと、夕方5時くらいから翌朝の7時くらいまでの間ですから1日16時間の介護を受けています。土、日は作業所に行っていないので24時間の介護体制です。

もう一つは、彼の場合アパートを借りるときに大きな問題が出てきました。保証人の問題です。彼は子供の時からずっと施設にいて、20歳になって大人の施設に移りました。彼は自分の話をどんどんしてほしいということなので、プライベートにかかわる部分ですがあえてお話します。施設を移った時から、父親とも音信不

通になってしまいました。連絡を取れる人がだれもいなくなってしまったんです。ですから保証人になってもらうにしても、友達は施設で同年代の人たちばかりですし、結局私たちのスタッフが個人で保証人になりました。こういう活動を何年もやっているスタッフはどこでも同じでしょうが、ここで保証人が見つからないからやめようという話にはならないので、やらざるを得ないわけです。そういう経過を経て、彼は今では、自立生活3年目になりました。ただ「自立支援法が実施されて、もし必要な介護が、得られなくなったらもう1回施設にもどらなあかんのやるか」とすごく不安になっています。

彼の体験を通じて、私たちは、制度的に2つのことを学びました。支援のポイントは先ほどお話しをしたようなことですが、1つは彼がなぜ体験入居などができたのか。自立体験室でも介護を得られたのか。あるいは旅行の時の介護を得られたのか。もちろん足りない分を自費で補いました。実は大阪市単費の制度で、地域移行プログラムというのがあるんです。施設を出たいと希望する障害者は半年から1年に限り、その当時の在宅障害者と同じ時間の全身性障害者介護人派遣事業を使える。その当時は月に153時間なんですけれどね、月153時間の介護を使える。月153時間の介護で体験入居をしたり、旅行に行ったりということができた。ですからその移行期というのは、やはり集中的なサービスが必要なんですよ。それが一つ。

もう一つは、長期の入所の中で、家族や親族と離別する場合があります。私たちがこのことからずっと言ってきたのは、大阪市はちゃんと公的保証人制度をつくりなさい、と言ってきています。措置ということで病院や施設で長年生活を、暮らしを余儀なくされてきたのは行政の責任じゃないか。だとすれば地域の住まいの確保に当たっては大阪市長がみずから責任を取るべきだ。「大阪市長さんが、保証人になりなさい」と言ってきました。何か過激な主張を言っているように思われるかも知れませんが、そうでは全然ないです。川崎市というところは、公的保証人制度というのがあるって、川崎市長が保証人になる制度ができました。実は自立支援法の中で地域生活支援事業の中に居住サポート事業ができるんですね。その中に、これはあくまで市町村にやる気があればですよ、例えば公的保証人制度をつくらせたり、住宅あっせんをすることができるようになっています。ですから、私たちはこの経験を持って、地域移行のためにも是非、住宅の確保、あっせんや公的保証人制度をつくりなさいということを書いていく必要があるのではないかと思います。

さて、あと10分ですので、Bさんの事例というのはあとで見ていただければと思いますが、この事例で何を言いたかったと言いますと、彼女は施設で生活をしていただけではないのですが、彼女も上肢、下肢、体幹、非常に重い言語障害があります。特に言語障害は、声を振り絞って何とかしゃべれる、そんな状態です。その彼女が私たちの自立生活プログラムを受講してから以降、電動車いすで町に出かけるようになって、今、結婚生活を満喫しています。彼女は、言語障害が重いから周囲の人から何もできないというふうに決めつけられてきたことが、彼女の中に強い思いとしてあったんですね。それが私たちのプログラムの中では、彼女に言語障害が強いですが、1回プログラムで外出先から私たちのセンターに電話をかけてほしいと、わざと課題を出しました。彼女は、一生懸命考えて、介護者にメモをつくっておいてもらって、通りががりの人にメモを渡して電話をかけてもらったりとかしました。そこで、彼女はすごく自信になりました。なぜこの事例を出したかという、地域移行と言ったときに、今、現に施設にいる人をどう地域に戻していくかと同時に、在宅、親元にいる重度の障害者が、親が元気なうちは家にいるけれども、親が高齢になったら施設に入らざるを得ないという構造が変わらない限りは、いつまでもやっぱり施設に行っちゃうんですね。つまり施設に行かなくてもすむ地域の体制づくりということ、地域生活が継続できる体制づくりが重要だと言っておきたいと思います。

6番目はあとのシンポジウムでお話したいと思い舞うので、最後に5番目を言ってまとめにかえたいと思います。先ほど申しましたが、施設から地域移行ということと、地域生活自体をステップアップしていくという2つの視点が必要だということをもとめたいと思っています。まず一つ、よく私たちが地域移行や脱施設という言い方をしたら、ご本人が希望もしていないのにという言い方をされたりすることがあります。でも実は、私たちのよ

うな障害当事者団体などではなく、大阪府が今から3年前に施設利用者に対して調査を実施しました。その調査では、身体、知的の施設いずれも6、7割以上が地域での生活を希望しているという結果が出たんです。よく、「地域で暮らしたいと思いますか?」、「施設で暮らしたいと思いますか?」とだけの質問では、ほとんどの方が、20年、30年も施設での暮らししか知らないわけですから、「地域での生活」と言っても、そのイメージすらわからないんです。ですから、わからない地域生活ではなく、わかっている施設生活に丸をつけてしまうと思います。だれも食べたこともない高級なフランス料理からメニューを選べと言っても選べないでしょう。そうしたことを踏まえて大阪府はどうしたかという、例えばこれから「1人で暮らしたい」、「家族と暮らしたい」、「友達と暮らしたい」ですかみたいな具体的な聞き方をしました。その結果、全然回答は変わってきてしまったのです。身体障害者は、施設33%、地域66%。知的障害者は、施設28%、地域74%という結果が出ています。だから今まで言われてきた、施設に入居している人は地域生活を別に望んでいないというまことしやかに言われたりしたことが、本当にその人たちの心の奥底の声を聞こうと努力してきたのだろうか。あるいは聞き方に工夫してきたのだろうかということを考えなければならないと思うわけです。

この点が非常に重要であると思うのと、もう1つが先ほどの「施設に行かなくても、地域生活が継続できる支援」ということなんです。よく行政が使う言葉で「施設待機者」。僕の非常に嫌いなことばです。施設待機者と言うけれどもね、施設に入りたくて、入りたくて、でも入れないのであれば待機と言ってもいいけれども、本当は地域で暮らしたい、でも今まで主に介護にあっていた家族とかが介護にあたれない、だから「施設に入らざるを得ない」というのは別に希望して入っているわけじゃないじゃないか。むしろそれは地域での生活を継続しようとした場合、行政がいう施設待機者というのは裏返して言えば、支援の必要な人であり「地域生活要支援者」という表現が適切だと私は、思っています。ですから、「施設待機者」ではなく地域生活に支援が必要な「地域生活要支援者」ということでカウントすべきだと思っていますし、そうした視点を変えることが、とても重要であると思っています。

そういう意味で地域移行という言葉と重ね合わせて言いますと、一人ひとりのエンパワメントを具体的にどう高めていくのか。その人自身のニーズに基づいてどう発展させていけるのか。それを共にどう支えていくことができるのか。そして実際に地域移行した時に必要な住まいの確保や介護体制の確保をどうしていくのかといったこと。更にそれに加えて、地域で今暮らしている人が、これから10年、20年後も地域で暮し続けられるような地域での支援体制をつくっていくことが大切です。その両方の併せ技と言いますか、その両方がある初めて私たちが言ってきた施設からの地域生活へ移行していったり、脱施設が進んでいくのではないかと考えています。そして、それを進めていくために私たちは、後半のシンポジウムとの関係で言えば、権利擁護は勿論ですが、併せて市民権としての視点から障害者の地域生活支援を進めていく必要があるのではないかと考えています。最後にお話してまとめたいと思います。長時間ご清聴ありがとうございました。

記念講演

「障害のある人が、地域で、人権を確保された生活を送るためには、何が必要なのか」～とくに知的障害のある人に起きた事件を中心として～

東京弁護士会所属弁護士

大石 剛一郎 氏



一橋大学法学部卒業後、1989年、弁護士登録。1990～1993年、子どもの権利委員会(少年事件、学校事件、児童虐待など)に所属。1993～1996年、水戸アカス事件弁護団に所属。1997年～現在、湘南ふくしネットワーク・オンブズマンに所属。1997～1998年、白河育成園事件弁護団に所属。2000年～現在、副島洋明弁護士の作った「知的障害者刑事弁護センター」に所属。2001年～2005年、浅草(レッサーパンダ)事件弁護団に所属。2005年～現在、宇都宮事件(知的障害者の冤罪・虐待事件)の弁護団に所属。2003年～現在、川崎市(地元)の苦情解決第三者委員。

主な編著書:「福祉オンブズマン ～新しい時代の権利擁護」(共著、中央法規出版、2000年)、「ソーシャルワークと権利擁護」(共著、中央法規出版、2001年)、「福祉キーワードシリーズ・権利擁護」(共著、中央法規出版、2002年)

司会(DPI北海道ブロック会議事務局次長・東智樹) /

午後の部を始めたいと思います。それでは記念講演としまして、「障害のある人が、地域で人権を確保された生活をおくるためには、何が必要なのか」ということで東京弁護士会所属弁護士の大石剛一郎先生からお話しをいただきたいと思います。

大石 /

弁護士の立場からの話ですが、私は職業柄、おだやかな地域生活支援ではなく、むしろ、むちゃくちゃになった事件を、大体扱っています。最近、知的障害のある人の加害事件の刑事弁護が中心ですが、今日は、この3つの事件(レジュメ16ページ)を題材に、「障害者の地域生活を生きる権利」という視点からお話ししたいと思います。

最初に浅草事件という、2001年4月末ころ、東京の浅草でレッサーパンダの顔の形どった帽子をかぶった男性が、若い女性を包丁で刺して死なせてしまった、という悲惨な事件について、お話しします。この人は1970年代に札幌で生まれました。小学校、中学校は普通校に通学していたのですが、その後、養護学校の高等部に行きました。知的障害はB-、知的障害程度としては軽いといわれる人でした。ただ、彼については、単なる知的障害だけじゃなくて社会性の障害もある、つまり「自閉症」の障害があると、児童青年精神医学の医師が意見を述べています。

この「自閉症」という障害は、コミュニケーションが取れているようで実は取れていないとか、人の気持ちが分からない、といった特徴がある、と言われていますが、彼のこの障害(自閉症)が、今回の事件に至るまでずっと見過ごされていたということが、実はこの事件のすごく大きなファクターになっていました。

高校生の時にお母さんが亡くなりました。自閉症の障害がありましたが、お母さんとはよく話をしていたようです。ストレスがたまると、お母さんに話していたようです。この方にとっての転機はキーパーソンであるお母さんが亡くなったことでした。お母さんがなくなった後、彼の話、彼と向き合って聞くという人は現れませんでした。彼は「地域生活」という意味では、ずっと地域生活をしていました。しかし、事件を起こしては、「刑務所」という「施設」によく入っていったわけです。刑務所という施設生活と地域生活の繰り返しだったわけです。そして、地域で生活しているときに、彼の話を受け止める人、彼と向き合う人が全然いなかったわけです。その意味で、お母さんが亡くなったことは、彼が今回非常に大きな事件を起こしてしまったことの原因の一つだった、と私は思います。

彼は、高校時代にお母さんが亡くなり、そして養護学校高等部を卒業します。知的障害程度としては軽いとされているので、就職担当の教員は、とても一生懸命に勤め先を探すのです。でも、彼の自閉症の障害については全然把握されておらず、理解されていません。彼は日常的な会話は一応通じている形になりますし、それなりの反応もするが、気持ちのやり取りができないので、結局、職場でコミュニケーションが取れなくて、人間関係がうまくいきません。そうすると一般的には、コミュニケーションは取れているのに、人の気持ちをないがしろにするような行動をしたり、踏みにじるような行動をとる奴と見られ、コミュニケーションができるように見えるがゆえに余計に嫌な奴、とんでもない奴、という扱いになって、いじめを受け、ストレスをかけられます。彼はストレスがたまると放浪癖がありました。そういうことの繰り返しで放浪します。その間、更にストレスがたまって、ちょっとした置き引き事件を起こしたりして、やがて私たちが「函館事件」と呼んでいる事件を起こすことになりました。

この「函館事件」は、彼がまだ20歳過ぎのときに、道ばたで通りすがりのおばさんに、玩具のピストルを突きつけて「お金を出してください。」と言った事件です。玩具のピストルにもいろいろありますが、そのピストルは、プラスチックの小さな弾が出る、誰が見ても明らかに玩具と分かる、よくある玩具のピストルでした。それを突きつけて「お金を出してください。」と、彼は言いました。言われたおばさんも、これは玩具だろうと思ったはずなのですが、真顔で「お金を出せ」と言われ、本当に弾が出たらどうしよう、となります。そこで、「分かった。今持ち合わせがないから銀行で下ろしてくるからここで待っていて。」と言ったのです。そうしたら彼はそこで待っている。おばさんは銀行に行くふりをして交番に駆け込み、待っていた彼は「おばさんをピストルで脅した」ということで、現行犯で逮捕されました。罪名は「強盗未遂」です。それはかなり重い犯罪で、しかもこれまで放浪中に置き引きなどの犯罪を起こしたこともあったので、実刑相当で、もう刑務所に入れてまえ、という流れになったのです。

でも、この時の函館の裁判所の裁判官が、ちょっと待ってくれと、何かひっかかる、単に知的障害があって「わがまま」というだけではない感じがする、ということで、弁護人に鑑定の申請を促して、精神鑑定をしてみました。鑑定は当時の函館少年院の人がおこなったのですが、とても的確な鑑定結果が出たのです。「自閉症」という言葉は使っていないのですが、「コミュニケーションが取れているようでなかなか取れていない。」「人の気持ちを思いやるとか、次の展開を予想することが非常に難しい人だ。」「しかも、外からのストレスに対して、反発する力がすごく弱いから、ストレスがたまる。」そういう人だと鑑定されました。更に、「こうした障害に配慮してくれる支援者がそばにいて、相談にのってくれることがあれば、この人は十分地域で生活できる人だ」という鑑定結果でした。そこで裁判官は、そういう支援者がつけば地域生活を普通にできるということなのだから、ちゃんとした支援者につながっていれば、こんなわけのわからない強盗未遂など今後は起こさないだろうと考え、また実

際に具体的に重大な被害が出たわけではなかったこともあって、この「函館事件」では、執行猶予付きの判決が出たのです。

この「函館事件」裁判での鑑定は、かなり問題の中心に迫った、いい内容の鑑定だったのですが、この鑑定結果が残念ながら、その後、どこにも何も反映されませんでした。結局、お母さんは既に亡くなっており、お父さんは本人のことを支援できるようなタイプの人ではなかったのに、お父さんのところに戻され、福祉にも何にもつながらなかったのです。こういう特徴があり、こういう支援が必要だ、という鑑定結果がありながら、その必要な支援に関して、どこにもつながらなかったのです。

あとから振り返って見ると、ここが最後のチャンスでした。ここで、「鑑定の結果、なぜ執行猶予になったのか」、「この鑑定の内容は何を言っているのか」が、司法から福祉行政につながっていれば、的確な情報が流されていけば、「単純な軽度の知的障害だけではないようだ。」「社会性の問題とか、そういうところからも支援が必要のようだ」となり、その結果、彼に必要な支援がついていたなら、全く違う展開があっただろう、と思います。

実際には、彼は、そうした支援が提供されないまま地域に戻りました。結局、以前と同じように、必要・適切な支援がない。事件を起こし、執行猶予の有罪判決を受けているため、世間もあまくない。地域には仕事もない。という住みにくい環境が用意されていたわけです。そうした状況は、彼のやり直しにとって良いわけがありません。彼はそのあとはもう放浪です。レジュメにも書きましたが、あとは事件を起こして服役、そして出所、そしてまた事件ということを繰り返して、その結果、最終的に、人を死なせてしまうという大きな事件を、起こしてしまいました。

まず、学校の段階で、彼に必要な支援とは何かということがきちんととらえられていなかったということです。それから、彼にとっては、彼に向き合って、彼を受け止めて、彼がいつでも相談できるような「キーパーソン」が必要だったのですが、母親が亡くなったあと、「キーパーソン」はいなくなり、福祉もそういうことに気がつかなかったということです。それから、最後に「函館事件」で、まさに彼の特徴と「キーパーソン」を必要としているということが表に出かかったのに、その情報をまわりの支援者で共有する形にならなかった。このような流れが「浅草事件」という大きな事件につながる原因になったわけですが、裏を返せば、彼が「地域で生活する権利」を保障されるということのためには、そういう彼の特徴がわかる、彼に向き合う人が必要だった、ということです。それがないと、とくに何も障害がない人という形で扱われるわけで、その結果、どんどん転がり落ちていって、最後には、「無期懲役」という判決となったわけです。

事件(浅草事件)自体は、一人の若い女性を亡くならせたわけで、結果は非常に重大ですが、その人を死なせてしまったことについての動機がはっきりしない。裁判所では、本人が捜査段階で話したという「自白調書」のとおり、事実認定がなされて、すごく重く罰せられた(無期懲役)わけですが、その自白調書では、「女性ならだれでもよかった。」「女の人が悲鳴をあげたので刺した。」「ちょっとばかにしたような顔をしたから、ムカッときて刺した。」というような内容になっているのです。そうした「自白調書」があったのですが、実際に本人と接見をすると、話すこと自体すごく大変で、半年間くらいは接見に行ってもまともな会話になりませんでした。そういう状況でしたから、警察がうまく聞き取って、きれいな「ストーリー」を書けるはずがないのに、自白調書では筋の通った、きれいな「ストーリー」になっています。本人との間である程度関係性がだんだんとれてきて、少しずつそういう話をしていって始めて、本人の性的興味というものはものすごく抽象的・空想的な内容で、具体的に女性を強姦するというような思いを抱くような人ではなく、「あこがれ」というか、「少女趣味」的な性的なイメージを持っている人だということがわかってきます。本人自身も、女性をどうこうしようという目的で何かをしたのではないと、最終的には言っていました。しかし、では何故刺したのか、ということについては、本人はほとんど覚えていない、というのが最終的な結論でした。どうも、「包丁を突きつけたら、自分の言うことを聞いてくれたので、一緒にいてくれるのかなと思ったら、狭い路地に入って女の人が暴れだし、それが予想外だったので、その抵

抗を押さえようとして刺した」ということらしいのですが、それもはっきりしない。そんなはっきりしないような内容では警察と検察が困るので、明確な性的な目的でやった、という合理的ストーリーが自白調書で取られたのでしょう。また、警察はこういう猟奇的なひどい事件だと言い、マスコミもそれをあおる。猟奇的事件だ、性目的の悪質な事件だ、となったほうが、新聞も雑誌も売れる。警察もマスコミが膨らませて報道するだろうということを入り込んで情報を流す。そうすると、マスコミ報道の影響で、社会的な不安が大きくなる。社会的不安が大きくなったところで逮捕する。こんなひどい猟奇的事件をやる奴は重く罰しろ、という世間の雰囲気がつくれる。裁判所もそれに乗り、「社会的な影響が大きい事件だから」と重く罰する。このような構造の中で「無期懲役」になってしまった、という事件でした。

繰り返しになりますが、「函館事件」の鑑定にあったような「地域生活を支える支援」、「本人に向き合う支援」があれば、普通に地域生活ができたはずなのに、それが無い結果、転がり落ちてしまった。転がり出すと加速がついて、非常に恐ろしいことになる。「地域生活支援」という言葉はすごくおだやかな言葉ですが、その生活に必要な支援がなければ、実はここまでリスクが大きくなってしまいう可能性がある、ということの思い知らされる事例でした。

2件目は「宇都宮事件」です。この「宇都宮事件」の彼は50歳過ぎの人で、地域から精神病院、そして精神病院から地域、という生活歴でした。この人は栃木県の宇都宮で生まれましたが、お母さんが育てられない事情があり、おばあさんに非常に可愛がれて育ちました。知的障害の程度はA2ということで、障害程度としては重度とされていますが、おばあさんが非常に受容的に対応して育てました。学校でいじめられたりすれば、もう学校に行かなくていいから、と家で料理とか、いろんなことを教えていたのです。

そんなことから、知的障害程度は重度とされるかもしれないが、社会性はかなりある。その辺でタラの芽を摘んできて、てんぷらを揚げたりもできる人です。しかし、オートバイとか自転車にこだわりがあって、特に若い頃はバイクをどんどん持ってきてしまいました。その辺にあるバイクをどんどん持ってきてしまう。免許はないけどなぜか乗ってきて、解体したりする癖がある人で、宇都宮の中心部をちょっと外れた田舎では、困ったお兄ちゃんということで非常に有名な人だったようです。

非常に有名ということもあって、オートバイを持ち帰って警察(宇都宮東署)に捕まっても、「また、おまえか」ということで、おばあさんが呼ばれて、「ちゃんと監視してくれ」などと言われて帰される、ということの繰り返しでした。彼とは、二言、三言のコミュニケーションは取れても、具体的に、いつ、どこで、どんなふうに、何の目的で行ったのか、ということも聞いても、まともな答えがあまり返ってきません。警察も、これを裁判にして、有罪でもないだろう、ということで、ずっと対応していたようです。

本人が35歳位の時におばあさんが亡くなりました。彼の場合、おばあさんが「キーパーソン」でした。おばあさんの死によって「キーパーソン」がいなくなり、結局、宇都宮事件発生まで全然「キーパーソン」はいませんでした。他におじさんとか親族はいるけれど、近所でバイクばかり盗っちゃう有名な人ですから、「面倒見切れない」ということになり、親族は、「どこか入所できる福祉施設に入れてくれ」と行政に言った。福祉事務所は、「問題を起こし、放浪することもあるような人を受け入れる入所施設はありません」と断った。あとは行けるところと言えば精神病院ですね、ということで、報徳会宇都宮病院精神科の閉鎖病棟に入れられました。彼は、精神障害者ではなく、A2で重度とされる知的障害者なのですが、精神病院に入れられました。これは、福祉がこの人を見捨てた、と言えると思います。彼にはもう「一生、精神病院」というコースが、地獄の口みたいに開いて待っていたわけで、彼は35歳位から約13年間、精神病院にずっといることになりました。

ところが、ひょんなことから、彼は地域に戻ります。ヤクザまがいの人が、どこからか情報を入手して、彼のような人たちに地域生活させて利用する仕組みを考え出したのです。精神病院にはアパートで暮らすことができるような人はたくさんいる。多少問題を起こすかもしれないが、アパートに押し込んで、強く言えば、そこでそれ

なりにおとなしくしているような人はたくさんいるということを、知ったらしいのです。そこで、そういう人を精神病院から連れ出して、安アパートに突っ込み、年金や生活保護費を全部管理して取ってしまい、あとは連れ出した人たちに、死なない程度に小遣いや食材を渡して、それなりに生活をさせて、あとのお金は全部、自分のポケットに入れてしまう。そういう仕組みを考え出したのです。そのターゲットの一人が、この宇都宮事件の彼だったわけですが、彼は、そういう形で精神病院から外に出ました。福祉事務所でも、最初は大丈夫なのかなと思っていらしいのですが、そのうち、そのヤクザ風の人が、どこから知恵を授かったのか、本人との間で養子縁組をしました。年齢は、4つくらいしか違わないのですが、そのヤクザ風の人が、彼の父親になったわけですが、「親だから権限がある」ということで、彼と彼のお金を管理する、という話なのです。しかし、そんな形で養子縁組すること自体が非常におかしいと思わなければいけないのに、かつて彼を精神病院に放り投げた福祉事務所は、「面倒見てくれるのなら、それでお願いします」と、年金も生活保護費などもヤクザ風の男が管理している通帳に入れることを認めてしまった。彼は精神病院から地域生活には戻ったが、「搾取と虐待を受ける地域生活」となってしまったのです。そこでは、昔のおばあさんみたいな「キーパーソン」はいないし、福祉事務所も支援を用意しないのでした。

彼は地域に出ると、またバイクや自転車へのこだわりが出るわけですが、今度は体力が落ちたせい、バイクではなく自転車窃盗を繰り返しました。宇都宮東署では有名人だったので、「なんだ、また出てきたのか」という感じで、裁判にはならず、「しっかり面倒を見てくれよ」ということで戻される、という繰り返しでした。ところが、一昨年夏ですが、彼が2人の女子中学生の首にのど輪をしたということで、暴行罪で捕まりました。女子中学生の親御さんが強く問題視したこともあって、逮捕、勾留され、「自白」を前提に、起訴されました。さきほどの浅草事件でも「自白」ということが出てきましたが、知的障害のある人の事件では、自白事件ではない事件というものはありません。全部自白事件になってしまいます。最初は「わからない」と言っている、「こういうことだったのだろう」、「うん」、これで自白ととられますから、全部「自白事件」になってしまいます。そうすると、本人の認識や客観的な事実とは違っていても、「自白した」という証拠に基づいて裁かれてしまうので、真相は闇の中です。そして、警察の想定しているような刑罰が科されていきます。

この宇都宮事件もそういうストーリーでした。自転車窃盗は大目に見てきたけれども、「女子中学生にのど輪」というのは、地域の社会不安が大変だからということで、起訴する。起訴ということは、懲役何年の刑、あるいはそれに執行猶予が付くかもしれませんが、そういうコースに乗せられてしまったわけですが、でも本当は、いわゆる「のど輪」をしたという暴行事件くらいでは(事実を認めていなければ別ですが)、普通は自白していたら、正式起訴なんかされるはずはないのです。なのに、このケースでは起訴された。なぜ起訴されたかという、警察が「のど輪」の事件で捕まえたときに、「他に2件の強盗もした」と自白したという話になり、強盗罪が2つもくっついてしまった。暴行1件と強盗2件だから刑務所送りにしよう、というストーリーが警察の中では出来上がって、それで起訴という形になったのでした。

強盗2件という凶悪犯罪ということもあって、検察官の求刑は起訴から2カ月足らずで「懲役7年」という重いものでした。そうしたら、ヤクザまがいの男が黙ってはいませんでした。この男にとっては、知的障害のある彼が懲役7年で刑務所に入ってしまったら、年金や生活保護費が自分のところに入ってこなくなってしまう。生活がかかっているわけです。そこで、本人に対し、「やっていないなら、やっていないと言え」と怒鳴って、脅したわけですが、そうしたら、本人が法廷で「やっていない」と言った。それで、今日が判決言い渡しという日に、裁判官の判断で、「ちょっと、裁判を延ばしましょうか」ということになったのです。

普通は、判決が予定されている日に、最後に被告人が「実はやっていませんでした」と言っても、「ああそうですか」ということで、淡々と判決は言い渡されるものです。判決が延期される、などということはまず、ありません。この裁判官も、浅草事件の話に出てきた「函館事件」のときの裁判官と同じように、何か変だぞ、どうもおかしい

ぞ、と思ったのでしょう。とにかく、もう少し話を聞いてみようということで、判決が延期になりました。そうしたら、たまたまそれから1カ月もたたないうちに、強盗の真犯人が現れました。つまり強盗2件について、それにちゃんと付合する証拠がぼろぼろ出てきて、別の人の方が犯人だということが証拠上ははっきりしたのです。

何故、知的障害のある彼が懲役7年の有罪になりかけたのか。それは強盗2件について、「自白した」とされたからです。客観的証拠はほとんどなかったのです。結局、真犯人が出てきたので、彼は釈放になり、「強盗については無罪」という論告を検察官がやり直して、それで女子中学生に対する「のど輪」の暴行だけ有罪で、罰金判決で終わったのです。

でも、この罰金判決自体もおかしい、と思うのです。強盗事件では、そもそも「本人が自白しました」ということだけで起訴したのが間違いだった。しかし、その自白はむちゃくちゃな内容だった。そうすると、「のど輪」の方の自白調書の信用性も厳しく問われなければいけないはずですが、しかし、それは全然問われずに、罰金という軽い刑でお茶をにごした。ただ、強盗容疑で随分長く拘置所に入れて置いたので、そのことを考えて、罰金は払わなくていいですよ、という「相殺」みたいな形で済ませましょう、ということで終わってしまいました。

弁護士も控訴せず、裁判は終わってしまったのですが、それはちょっとおかしいのではないかとということで、私たち東京の弁護士団が、控訴しないで確定してしまったあとに入っていました。刑事裁判をもう1回やり直せという「再審請求」というものを今やっています。それから、ヤクザまがいの人との間でなされた養子縁組は無効だという裁判、もちろん、強盗の冤罪については国家賠償請求をしています。撃てる弾は全部撃とうという感じですが。

この宇都宮事件の強盗事件自体は冤罪事件なわけですが、そもそも、彼の地域生活が、暴力でおどされて、家に閉じ込められて、年金など全部取られる、という搾取と虐待の生活だったのです。そんな中で、こんな事件になって、嫌疑をかけられた。彼の地域生活にきちんと支援者がついていれば、こんなふうにならなかつたはずですが。おばあさんが生きていたときは、繰り返しのバイク窃盗はありましたが、それなりに地域生活をしていました。それは、「キーパーソン」がいればちゃんと地域生活ができるということです。家族や親族にお願いしたのですが、だめだったので、音信不通になっていた彼の実のお母さんを捜し出して、とりあえず名前だけでも申立人になってくださいとお願いして、委任状をもらい、成年後見の申立をして、成年後見人を第三者の形でつけて、福祉サービスの利用ができるようにしました。それから、地域生活のコーディネーターでよく動いてくれる方がいたので、その人に「キーパーソン」になってもらって、今に至っています。そうなるまで10カ月位たちますが、もう安定して、最近は自転車もほとんど持ってこない、普通に生活している、という状況です。

警察や検察は既に訴えましたが、根本的には、精神病院に投げつけ、それからヤクザ風の男からの搾取と虐待の生活を黙認した福祉事務所に、きっちり行政としての責任を自覚してもらうための裁判をこれからしようとしています。

それから3つ目の事例。「札幌育成園事件」です。この札幌には深く関わりがありますが、原告本人は東京の人です。東京の浅草の人で、たまたまというか、これも東京の福祉行政に投げられるようにして、札幌育成園の寿都浄恩学園というところに入りました。この人は軽度の知的障害ということで、中学卒業後、一般就労しました。でも、家族の支援はうすく、相談できる人や心のよりどころになる人もいなくて、ちよくちよく問題をおこしたりして、手に負えないということで、入所施設に入れられました。知的障害は軽いということで、入所施設から一般就労して、いろんなところで働きました。そしてそのうち、施設から出て、アパート暮らしを始めました。まさに「入所施設から地域生活へ」ということで、アパート暮らしを始めたわけです。いわゆるADL(日常生活動作)は自立している、働くこともそれなりにできる、ということから、アパートで暮らせないはずはない、ということになったわけですが、彼にはやはり彼なりの支援が必要だったのです。知的障害の程度は軽いかもしれないけれど、彼にとっては、身近に相談できる人の存在が支援として必要だったのです。例えば、一緒に食事をつくる、

一緒に買物に行く、ちょっと不安な時にはすぐに相談ができる、お金の管理も一緒にしてくれる、そんな身近な支援が必要な人だったのです。そして、そういう支援があれば、べったりじゃなくても、そういう人がそばにいるという状況があれば、地域生活ができる人なのです。しかし、入所施設側の評価としては、知的障害は軽いし、ADL自立できるし、働ける人だからということで、週に1回、あるいは2週間に1回くらい、お金の勘定が合うようにすればいいかな、それから、夕食を抜かないように食べられるところを確保しておけばいいだろう、というくらいにしか考えていませんでした。そういう意味では、支援がすごく薄かった。ですから、寂しい、相談するところがない、ということで精神的に不安定になって、いろいろなところで問題を起こしてしまいました。このように、支援が薄くて、その結果として不安定になって、問題行動に出てしまっているのにもかかわらず、問題行動を起こすと、それは「自己責任」、とされました。「あんた本当はできるはずなのに、考えが甘いからそんなふうの問題を起こすのだ」ということで、「どこも行くところないよ」というふうに言われます。「あとはもう入所施設に行くしかない。」「入所施設も都内にはないですよ」と言われます。そして、「北海道の寿都浄恩学園で、どうですか。」ということになり、もうどこでもいいです、ということで入所となったわけです。

もっとも、本人は入所する時に、2、3年で出られる、という認識でした。ところが、札幌育成園の寿都浄恩学園は「一生面倒をみます」という施設でした。不自由で拘束された生活がずっと続いて、入ってから半年も経たない時点の日記に、既に、「もう出たい」と書いてありました。しかし、それが言い出せない。東京の福祉事務所もたまに見に行くが、そういう本人の気持ちをキャッチしない。そんな状態で5年間の施設生活が続きました。たまたま札幌の地域生活支援グループが、「支援しましょう」と現れたからいいけれども、それがなければ、今もまだこの入所施設にいたでしょう。

東京の入所施設の職員で、彼に深く関わっていた人たちも、何か支援があればそれなりにできるだろうと思っていたわけですが、その人たちは施設職員だから、やれるとしても片手間の支援、そんなに寄り添って、向き合っては支援できません。現実問題として、向き合うような支援するところが見つからないために、ずるずる入所したわけですが、たまたま札幌の地域生活支援グループにつながって、本当に命からがら出てきました。

その後は、札幌で仲間たちと支援者たちと一緒に生活して、元気にやっています。

ところで、この寿都浄恩学園は、入所するときに年金などを全部寄附させる、作業収益も全部施設のために使う、あとは「小遣い」をあげましょう、というシステムでやっていたようなんですね。もちろん、本人はそんなつもりはない。前の東京の入所施設でも、年金などは施設に預けていましたが、自分のために使ったお金以外の残りは当然自分のところに戻ってくるはずのお金だ、という認識でいました。でも、寿都浄恩学園を出るときに渡されたお金は何と101円とかそんな金額だったのです。刑務所のほうがずっとましですね。刑務所も懲役でも、そんなことはあり得ないです。笑い話じゃなくて、言ってみれば、東京で地域生活を失敗したという罪のために、北海道の入所施設での無期懲役になったようなものです。それが運良く途中で出て来られた。つまり有期懲役で済んだわけだけれど、入所中のお金は101円しか戻ってこなかった、ということです。私たちの領域である「刑事事件」とか「刑務所」などの現場の感覚からすると、まさにそういう感じがしてしまいます。とんでもない話だと思います。

私たちは、これはとんでもないことだ、と言って裁判を起こしました。札幌育成園に対して、「年金を横領しただろう」、「作業収益を横領しただろう」ということで、裁判を起こしました。そして、「利用者の年金などを全額寄付とか、施設のために全部使ってしまうというシステムを、北海道銀行は助けたでしょう。」「北海道は、それをちゃんとチェックしなかったでしょう」ということでも、裁判を起こしました。更に、時間差で、東京都と日野市、つまり北海道の施設に投げつけた行政も、訴えました。時間差で訴えたのは、「いくらなんでも札幌育成園の全部寄付で101円しか戻しませんという、そんなものは通らないだろう。いくら保守的な裁判所でも、そんなものは違法だと早めに結論を出してくれるんじゃないか。」と甘い読みを持っていたからです。札幌育成園の問題が、

「当然悪い」と確定した上で、東京の福祉行政の責任を追及しようという作戦を考えて、時間差で訴えたのです。けれども、札幌地裁は入所施設側の味方をして、「本人の意思で施設に寄附したのでしょう」、「そもそも更生施設の作業収益は本人に還元すべきものなのかどうかという問題もあるし、おおよそ本人のために使われているんじゃないですか」ということで、何と請求棄却判決が出てしまったのです。当然、「ふざけるな」という感じで控訴したのですが、札幌高裁はまともで、去年の10月に、「年金については横領ですね。」「作業収益についても不当領得ですね。」「返さなきゃだめですよ。」「両方とも不法行為だから、慰謝料も払いなさい」という判決を出してくれました。ただ、銀行と道の責任については、「札幌育成園の不正行為については、気づかなかつたのでしょう、それもしょうがなかったかもしれませんね」という判断で、認めませんでした。そのようなこともあって、札幌育成園の横領・不当領得については勝訴判決と言ってもいいと思いますが、最高裁にまとめて上告しました。こういう事件をどう考えますかということを最高裁に考えてもらいたいということもあって上告したわけです。

とりあえず札幌育成園の不法行為については一応結論が出たので、今度は主戦場が東京の福祉行政、ということになります。「日野市と東京都は、措置入所という形で、彼を札幌育成園に投げ捨てた」と。「今の彼を見てください。ちゃんと地域で生活しているじゃないですか。支援がきちんとあれば、こうやって地域で楽しく暮らせているのに、どういう支援が必要かを考えず、そういう支援を組み立てることを全然考えずに、ぼんと放り捨てたでしょう」と。これはどう考えてもおかしいじゃないですか、という裁判です。この裁判は、DPI日本会議の東さんとか大阪の池田さんとか、たくさんの弁護士が関わってやっているのですけれども、「入所措置、入所施設に入れること自体が不法行為だ」という裁判です。つまり、「地域で生きる、地域で普通に生活するということは、憲法上で保障されている権利のはずだ。入所施設に入れるという措置は、その権利に対する侵害だ」と。ほかにどうしても支援が見つからないとか、どうしても支援の資源がないとか、「あたってみた結果、どうしようもない」という時に入所施設に入れるという、いわば緊急措置、緊急避難のような意味合いで施設入所とすることは事実上あるかもしれないが、本人への支援が薄い中で、問題行動を起こしたから施設入所、という措置は、完全に人権侵害だ、言って起こした裁判なのです。「入所措置自体が不法行為だ」と。しかも、入れた施設は、拘束と横領と搾取の施設じゃないか、と。そんなところに放り込むこと自体、到底許されない、という裁判を起しています。これは札幌地裁で継続中です。そして、今年の3月に判決が出る予定になっています。まさに、地域で普通に生活することは権利ではないのか、それに対して入所措置はどのような位置付けなのか、人権侵害にならないのか、といったことについての法的な判断を求めています。もしも裁判所が「適法だ」と言ったら、そのことをまたガンガン争う。そういうスケジュールになっています。

関連することとして、東京の福祉行政を訴えている裁判でも引用している裁判例のことを、少しお話しします。ハンセン氏病で病院に隔離入院をさせてきたことを問題にした、熊本の裁判例なのですが、その判決理由では、「そもそも人をある施設に隔離して入所させること自体は、憲法で保障するいろいろな人権をものすごく大きく制限するものだ。それは物理的に大きく制限することは明らかだ。だから、よほどそれを正当化するような理由、隔離収容しなければいけないような合理的理由がない限り、してはいけないのだ」とされています。ハンセン氏病の場合は、もう感染の可能性が非常に薄いし、そのことは事件当時にははっきりしていたので、「隔離の必要はなかったのだから、隔離した行為は違法だ」という判決理由が書かれています。このことは知的障害者の入所施設でも同じことが言える、と思います。

事件の紹介とそれについてのお話しはだいたい以上です。

地域で生活することが権利なのかどうなのか、が今回のテーマだと思いますが、私のレジュメでは、16ページ冒頭のところになります。

まず、地域で普通に暮らす、これは人権ですか？ 権利ではないのですか？ と問われたら、法律家のほとんどが、それは人権であり権利であると答えると思います。では、それは何条で規定されているのですかと聞

かれたら、一般的に憲法の十三条とか十二条とか、自由権の一般規定だと。それから十四条の平等の権利。あとは二十五条で。二十五条は抽象的な権利といわれているので、普通に暮らすことを一般的に考えれば十三条とか十四条で人権だと言えるでしょう。と。それは私が、弁護士という立場を離れて、普通に常識的に考えても、そうだろうと思います。それから、「障害ってなに？」という問題があるのですが、これも先ほどの尾上さんの話の中で社会モデルという話が出ていましたが、よく考えてみると、視力の障害にしても、行政や医者が決めた基準による障害程度なわけですよ。知的障害もそうです。IQ70とか75とかで切る。この障害程度のどこに意味があるのか。重要なのは障害程度の区分ではなくて、その人が普通に暮らしていくためにどのような支援を必要としているのかということだと思います。そして、その支援についても実は、人は皆、障害の有無にかかわらず、支援を受けながら生きていますよね。一人で何でもできて生きているという人はいないと思います。ただ、その支援が手に入りやすいかどうか、ということはありません。例えば、友達がすぐにできるとか、相談できる相手がすぐ手に入るという類の支援に関しては、こちらから意思表示ができる、あるいはコミュニケーションがとれる、ということであれば、手に入れやすいですが、コミュニケーションが苦手な場合は、なかなかその種の支援が手に入りにくい。社会の中で、生きにくい状況にあって、とくに支援を獲得する必要があることが、障害をもっているということの意味だと思うのです。普通に暮らすということが権利である以上、その普通に暮らすということについて支援が必要ならば、「支援を受ける権利」も人権として保障されなければならない。論理的にも、「支援を受ける権利」は人権として保障されなければならない、と思うのです。しかし、現実問題としては、その「支援を受ける権利」を得るために、「お金を出せ」ということになっています。必要不可欠なサービスを受けることについて、応益負担しろ、利用者負担せよ、と言われる。成年後見制度を利用するのにも、お金を払えということになっています。その矛盾。普通に暮らすのは当然だと、皆言うはずなのに、それを実現するために必要な支援を受けることを保障しなければ普通に暮らせないので、それを人権として保障するという段になると、お茶を濁して、応益負担とか何とか言われる。法律的に逃げられてしまっている、と思うのです。

私は知的障害の分野に関わる人が多いのですが、知的障害者に関して言うと、「自己決定」という言葉があります。自己決定権は人権のなかの「中核的な権利」と言われています。知的障害者は、その「自己決定」自体に支援が必要です。「自己決定」するにあたり、そのための判断をする場面で支援が必要なのであり、裏を返せば、その支援が権利として保障されなければ、自己決定権(中核的な人権)が保障されているとは言えないのです。そう考えていくと、その自己決定のための制度として、成年後見制度があるならば、成年後見制度を利用することは人権・権利でなければならないのです。しかし、成年後見制度は実際上、お金がないと利用できない制度になってしまっています。人権・権利のはずなのに、お金を払ってそれを買わなければならない状況になっている、と私は思っています。

知的障害者の事件に関わる人が多いので、成年後見制度には少しこだわりがあります。ずいぶん大げさな制度で使いにくいと言われます。そうかも知れません。でも、先ほどの宇都宮事件でもそうですが、知的障害者を虐待から救出して、具体的な日常的な生活支援につなごうとするときには、非常に有効な道具になります。

本人自身の意思能力がきわめて不十分、あるいは知的障害が非常に重いと、本人が契約するということが通じません。しかも、本人が契約するかどうかという判断自体に、その前提として情報や判断材料が入手されなければならないのに、それがいない状態で、本人が印鑑を押しました、名前を書きました、というのは、意味がないはずなのです。その支援はどうするか、その支援をきちんとしないと、福祉サービスも受けられない。何もできないということになるのです。そういう中で、先ほどの宇都宮事件では、ヤクザまがいの人が入ってきてしまったわけです。特に法的な判断や、福祉サービスをどう選択するかという場面の「キーパーソン」を立てようとするとき、今、存在する制度としては、成年後見制度は、ひとつの非常に有効な手段だろうと思います。確かに、今の状態では、制度を利用するためのお金をだれが負担するのかとか、だれが成年後見人になるのか

など、問題が山積みで、使いづらいことは否めません。しかし、それでも、実際にはこうした制度がなければ、虐待などの厳しい状況に置かれた知的障害者の人権、自己決定権は守れない、と思っています。

本当は、今のような成年後見制度ではなく、もっと権限も緩やかで、具体的な場面に柔軟に有効な形で対応できる細かい制度が、たくさんできたほうが良い、と思っています。今は、言わば「丸抱え」の制度で、とくに後見類型になってしまうと、半分は、自己決定を奪うような側面もあるので、本末転倒と感ずることもあります。自己決定を支援することが、権利であり人権だということを前提としたシステムが、特に知的障害者の権利擁護では必要です。

事件からの教訓めいたことですが、私たちのように、ひどい状態になる事件を扱っている立場からすると、障害が一見軽く見えることや軽く見られるということは、とても危険です。行政的な尺度として障害程度が軽いということと、どういう支援が具体的に必要なのかということは、まったく別の問題なのに、行政的な尺度み基づいて軽く見られると、支援が薄くなってしまいます。その結果、そこにつけ込まれてしまい、転落してしまうケースが少なくありません。

また、いわゆる、反社会的行動とか、問題行動を起こすと、それをきっかけに、支援が切れてしまう傾向があります。本当は、反社会的な行動や問題行動といわれることがどうして起こるのかということから、その人の障害の特徴や、支援の必要性が見えてくるはずなのです。反社会的な行動や問題行動といわれることは、必要な支援の内容を把握するための重要なサインであり、そうした出来事から、どういう支援が必要なのか、ということを組み立てなければいけないはずなのです。しかし現実には、そういう問題行動が起きると、「もう無理です」と言って支援を切る、ということがよくあります。そうすると、転がり落ちて、刑務所に行く、病院に行く、ということになってしまう傾向があるのです。

札幌育成園事件では、札幌に投げられる前の時点の東京での地域生活では一応、外形的には入所施設の職員が関わっていて福祉につながっていました。しかし、必要な支援を受けているように見えるが、実はそうではなかった。本当に必要、適切な支援は受けられていなかった。このようなことはよく目にします。そういうケースでは、障害が軽く見えるということで、本当に必要な支援が見過ごされて、そのことが問題なのに、何か事件などを起こすと、本人の悪性の責任にされて、ポーンと入所施設に入れられ、「地域から施設へ」ということになってしまうのです。

思うに、知的障害者の事件を見ていると、地域生活がうまく行くためには、何かのシステムよりも、本人にしっかり向きあう人、そういう人たちとのつながりを大なり小なり確保すること、それが実現されているかどうか、大きなポイントのように思います。向き合う人は、一人の人で一生涯、とはならないかもしれませんが、とにかく、そういう人とのつながりが完全に切れてしまうと、糸の切れたタコのようにになってしまうという感じがします。ある意味では、そのタコの糸が切れるのを防ぐための装置として、成年後見制度は利用価値があるのではないかと、最近思っています。

雑ぱくになりましたが、以上でお話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

シンポジウム「北海道における障害者の地域生活を実現するために」
～施設から地域へ～



パネリスト DPI日本会議事務局長
日本弁護士連合会弁護士
NPO法人わーかーびいー事務局長
DPI北海道ブロック会議議長

尾上 浩二 氏
大石 剛一郎 氏
松坂 優 氏
西村 正樹

コーディネーター 北星学園大学社会福祉学部助教授

田中 耕一郎 氏

< 指定発言者 >

札幌いちご会会長
NPO法人自立生活センターさっぽろ事務局長
ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう！」代表

小山内 美智子 氏
岡本 雅樹 氏
燕 信子 氏

司会(DPI北海道ブロック会議事務局次長・東智樹) /

それではこれから「北海道における障害者の自立生活を実現するために」というテーマでシンポジウムを始めます。ここからはコーディネーターの北星学園大学福祉学部助教授の田中先生に、司会をお願いしたいと思います。

コーディネーター 北星学園大学社会福祉学部助教授 田中 耕一郎 氏



障害者福祉論、地域福祉論、障害学を専攻している。大阪府出身。知的障害者更生施設職員、障害者労働センター職員、専門学校講師等を経て現職。

現在、障害者福祉論・地域福祉論の研究として、障害者の地域生活支援システムと支援方法、地域生活をおくる障害者のQOL問題、等のテーマに取り組んでいる。障害学の研究としては、日英障害者運動の思想比較、社会運動理論による障害者運動の検討、知的障害者支援における社会モデルの有効性と課題、等をテーマとしている。

著書に『障害者運動と価値形成』(現代書館)近刊、論文に「障害者の生活史における普遍的問題と主観的社会構成に関する研究」『生活学論叢』3号(日本生活学会)、「障害者運動と『新しい社会運動』論」『障害学研究』1号(障害学会)等がある。

田中 /

司会をさせていただき、北星学園大学の田中です。よろしくお願いします。

前回、昨年10月に第1回目のシンポジウムを開催しましたが、少々前回のシンポジウムを振り返ります。

第1回は、現在の激動といえますが、進行中の障害者福祉政策の変化と、北海道の地域特性を踏まえた上で、道内各地における地域移行支援の実践について、実践者の方、行政関係者の方からご発題をいただき、北海道における施設から、あるいは在宅から地域への移行支援の現状と課題について議論してまいりました。その中で、西村さんのお話にもありましたように「あきらめない、あきらめさせない支援を」という言葉が、講演者やシンポジストの方たちの口から、繰り返し表現されました。「あきらめない」という言葉の強調は、実際には多くの障害をもつ方や、その家族の方々が、自分たちの生活に対する思いや夢を、日々、常にあきらめさせられている現実があることを物語っていると思います。

前回のシンポジウムの最後には、障害をもつ方やその家族の方々が、「それぞれの地域で、自分たちの生活をあきらめなくてもよい、地域社会をつくり出していくこと」、言い換えれば、「障害をもつ方を支えるという関係作りとしての、地域生活支援を北海道で作り出していく」ことが、必要だというまとめだったと思います。

第2回目となるこのシンポジウムでは、前回の議論を踏まえながら、特に「障害者の地域生活支援における権利擁護の実践」、あるいは、「権利擁護実践としての地域生活支援」というテーマに絞って考えていきたいと思っています。地域生活支援と権利擁護との関係をめぐっては、ひとつは地域生活に付随する、様々な権利侵害

のリスクにどう対応するか、ということが考えられます。先ほどの大石さんの話にもありましたが、地域は決してユートピアではないわけで、そこには生活に伴う、様々なリスクが伴います。具体的には権利を侵害されないための、いわば、「権利侵害の予防に関する問題」、権利を侵害された場合には、「権利を取り戻す、権利を回復する」ことに関する問題があると思います。

今日の午前中の、西村さん、尾上さんのお話にありましたが、「障害をもつ方が一人の市民として、市民にふさわしい地域生活をおくること自体が、障害者の権利である」と、考える必要があるということです。そこから障害者の地域生活を支えることが、基本的には権利擁護の実践なのだ、という捉え方ができると思います。

今回のシンポジウムでは、権利擁護について、北海道における地域生活支援の実践や、当事者運動における活動の中から、ご報告をいただきながら、それぞれの立場からのご意見を交えて、地域生活支援と権利擁護の関係についての議論を、深めていきたいと思っています。

シンポジストの方をご紹介します。DPI北海道ブロック会議議長の西村さん、NPO法人わーかーびー事務局長の松坂さん、DPI日本会議事務局長の尾上、日本弁護士連合会弁護士の大石さんです。よろしくお願いします。

更に今回は、フロアにお座りの何人かの方に指定発言者として、シンポジストへの質問やご意見をいただいて、ディスカッションの論点を出していただきたいと思っています。ご紹介いたします。

NPO法人CILさっぽろ事務局長の岡本さん、札幌いちご会会長の小山内さん、ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう！」代表の燕さんです。よろしくお願いします。

最初のご報告を、西村さんからお願いします。

パネリスト DPI 北海道ブロック会議議長 西村正樹



私から、北海道における私たちの取り組み等を含めまして、今回のテーマである、権利としての地域生活、あるいは権利としての障害者施策という内容についてのお話をさせていただきます。

DPI北海道ブロック会議は、2002年の第6回DPI世界会議札幌大会後に設立しました。

私たちは、DPI札幌大会の準備と開催により、「大会までに何をつくり、何を残すか」をテーマにしてきました。DPI札幌大会は、札幌宣言として、障害者の権利に大きく視点をあて、国際的には「障害者権利条約の制定」、国内的には「障害者差別禁止法の制定」を、大きな柱として宣言しました。

この札幌宣言で示されているように私たちは、障害者の生活の中で、障害者が抱えるさまざまな課題や困難さは、人権、権利の視点からとらえるべきものだと思います。大会が終了後も、DPI北海道ブロック会議の

これまでの活動では、今日のシンポジウムも含めまして、こうした視点で取り組みを進めていることを、冒頭に申し上げたいと思います。

そして、田中先生が言われた権利侵害の予防、あるいは権利侵害されたときにそれを取り戻すというテーマについては、私たちとしては、きちんとした社会的なルールとして、札幌宣言にあるように障害者差別禁止法が必要であると思っています。

大石さんからの基調講演で、3月27日に、障害者の地域生活の権利性について、札幌地裁の判決が下る、という意味では、今日のシンポジウムは、ちょうどよい時期に行ったのかなと思っています。あわせて、その判決に対する注目と、出た判決に対する我々の取り組みも、改めて必要になると思います。

こうした権利性という視点にたったとき、昨今騒がせている、東横インの問題についても、単なるハートビル法、あるいは、福祉のまちづくり条例違反ということだけではなくて、そもそも、こうした問題がなぜ起きてきたのか、その本質も含めて、考え行動していくことが、私たちの今後の課題とも思っています。

DPI札幌大会の準備の中で、障害者が受けている社会的な制限、制約を感じる場面が多かったですが、障害者差別禁止法があることが、非常に大きな意味があるという体験する機会がありましたので、そのことを報告したいと思います。

大石さんが先ほどの講演の時に、外の雪を見て、「今晚、帰れるかなあ」と、ご心配をしていましたが、多分帰れないのではないかと思います。

なぜ、こんな話をしたかという、実は航空機なのです。DPI札幌大会の時に、一番大きな問題のひとつは、交通アクセスの問題と、宿泊の問題でした。まさに、東横インと今日の雪の問題なのです。この2つの確保が、非常に大きな課題でした。航空機の場合、国内的に言うと、例えば、ジャンボ・ジェット機に500人乗れたとして、その飛行機にだれもお客が乗ってなくて、50人の車いすの方が、乗りたいと言った場合に、乗れるのかということがありますが、皆さん、どう思いますか。500人乗りの飛行機に、乗客が一人もなくて、車いす利用者が50人乗りたいと言ったらどうなるのか。実は乗れないのです。搭乗制限というのがあって、介助者の数とか、非常口の数とかに応じて、車いすの方たちの乗る人数が、航空機ごとに決められています。

DPI札幌大会の場合、想定したのは、2,000人の参加でした。車いす利用者は1,000人の想定です。この1,000人の人たちが、一斉に国内外から大会の前日、当日、もしくは前々日に、千歳空港に集中するだろうと推測されましたが、これほどの人数が航空機に搭乗できるのかということがあったのです。

国際的にも1つの問題がありました。日本は、国内に海外から精神障害者を受け入れたことがないというのが、対外的な公式見解になっているようです。精神障害をもっている外国の方は、日本に来ることができない。つまり、DPI札幌大会に参加するために入国できるのかということがありました。

その中で、私どもは、国土交通省と、定期航空協会という日本の航空会社の連合体と、話し合いをさせていただき、こうした課題について、大会の特例措置としての限定的なものではありましたが、その解消に取り組んできました。特に海外からの大会参加者については、DPI日本会議なり、札幌組織委員会が身元引受人となるということでの入国許可や各国の日本大使館へビザの円滑な発行等の配慮をいただけることになりました。

これは大会に関する一時的な対応だったので、今後改めて、こうした課題への対応を考えていかなければいけないのですが、まさに、障害者が地域生活というか、ごく当たり前の生活をしようとするときに、多くの制限や制約を受けています。それは、単なる制限や制約というよりも、むしろ差別的な扱いを受けているのではないかと、私どもは思っております。こうしたいろいろな制限がある中で、DPI札幌大会を開催いたしました。

大会の準備をしていた時に、私が急遽イギリスに行かなくなりました。DPI世界評議会というのが、2000年の4月がロンドンで開催されました。2泊4日、ロンドンの旅ということでしたが、あまりに日数が短くて、JALでは行けませんでした。滞在日数の規定があったらしく、ビザの関係でJALは使用できない。では、どこ

だったら行けるのかということで、バージンエアラインという、イギリスの航空会社の便を利用して行くことにしました。申し込みをしたのは、搭乗3日くらい前でしたが、その際にお乗せすることはできないと断ってきました。

DPI世界評議会は、2年に1回開催されていて、世界各地からDPI世界評議員が出席する会議ですが、その開催地の航空会社から拒否されたわけです。実は、イギリスには、障害者の差別を禁止する法律があります。私は私の搭乗拒否を聞いた時に、差別禁止法があるイギリスでこういうことがあるのかと思いました。それは、ロンドンでも大騒ぎになり、ロンドンとこちらで動きました。何故、私の搭乗を拒否したのかという理由は、後にはっきりしたのですが、その時点では、私が搭乗できるかどうかわからないまま、東京に行き、待機しました。

私の搭乗に際して、何が問題だったのかというと、その航空会社へ搭乗前に、歩けないとか、目が見えないなどということを書く申告書を出すことになっていました。その申告書は、組織委員会事務局のスタッフに書いてもらっていたのですが、その申告書の中身で1か所、誤った書き方をしていたのです。それは、私の障害の状況でした。障害の状態項目に、イエス、ノーを書くのですが、私がチェックをしたのは、全身性の障害者で、椅子を全部傾け、とにかく、すべての介助が必要という形での申告書を書いていたのです。

それで、バージンエアラインは、3日前、2日前の申し込みで、こういう障害がある方が乗ったとき、航空会社で機内のアテンダントをつけなくてはいけない。そのためには、時間が必要で、もう2日間待ってほしい。もう2日間待ったら、あなたのためにアテンダントをつけるという回答が、搭乗拒否というか延期を言ってきた理由だったのです。

児童の虐待などで、その子に必要な対応を放棄して放置することは虐待である、子どもの人権侵害であると言われていますが、障害者に必要な介助を付けないで放置することはできない。きちんとした必要なサービスを提供しなければならないということでした。

これは、国連の障害者権利条約の中の、障害者への差別の定義では、「合理的配慮」という、障害者に必要なサービスを、雇用の部分で中心的なものになっているのですが、提供しない場合は差別に当たるということで、議論が進んでいます。まさに、障害者差別禁止法を制定しているイギリスで、全身性の障害を受け入れるときに、きちんとしたサービス、対応ができないから搭乗延期という話をしてきたというのが今回の理由でした。

その後、問題は、解決しましたが、サインをしたのは本人だから、最終確認は本人にすることということで、イギリスから東京で待機していた私に電話がありました。通訳者がイギリスの医者から私の状態をいろいろ聞かれたあとに、電話を通訳から私にかわって、その医者が直接、私に「大丈夫ですか」と聞いて、こちらが「大丈夫です」と答えて搭乗が認められたのです。

つまり、必要な配慮を提供する。そして最後は、本人へ直接確認するということは、当事者への尊重と自己決定の重視をされたと私は、この経験からとても強く感じました。

そして、先程の大石さんは、「自己決定をするということに対するサポートも含めて、自己決定というものがある。」とお話されました。そうしますと、この私の体験は、通訳というサポートを受けた上で、イギリスの医者は、最後には本人の自己決定というか主張を認めたということで、こうした対応をした背景に障害者差別禁止法があることを考えたとき、DPI札幌大会でも示した、障害者差別禁止法を求めていくことが、きわめて重要だと実感したことを、報告させていただきます。

そういった意味で、障害者の地域生活というものが、3月27日の裁判で、前進的な判決を望んでいますが、今までのいろいろな障害者の裁判の結果からみていくと、厳しいものがあるのかなと危惧されますが、そうした危惧が現実になったのであれば、なおさら、障害者差別禁止法を求めていくことが必要と思っています。

本日の資料に千葉県障害者差別禁止条例関係を参考資料として載せさせていただいています。現状の法体系の中では、極めて良い内容になっていると私は思っていますので、後ほど見ていただきたいと思います。

田中 /

ありがとうございました。

差別禁止法が必要であるということの論拠を、日本とイギリスの例をあげて、ご説明いただきました。イギリスでは必要な支援をしないことが差別になる。これはこの後、自立支援法の問題を考えていくための、ひとつの視点となると思います。続きまして、松坂さん、お願いします。

パネリスト NPO法人わーかーびいー事務局長 松坂 優 氏



大学在学中より、障害者の自立生活運動にかかわる。北海道大学農学部卒業後、北海道社会福祉協議会、兵庫県福祉企画室、小規模作業所ホップ勤務を経て、社会福祉法人長沼陽風会に勤務し、法人独自事業として障害者の24時間型のケアサービスと相談支援を行うケアサービスステーションかいけつ太郎を設立し、所長として障害者の居宅サービス事業に取り組む。

平成15年8月より、法人が新たに千歳市より受託した千歳市障害者総合支援センターに異動となり、センター長を務める。平成16年4月1日より、長沼陽風会で実施していた居宅サービス事業(かいけつ太郎と千歳市委託事業)を新たに設立した特定非営利活動法人わーかーびいーが事業を継承することに伴い、特定非営利活動法人わーかーびいーの職員となる。

平成17年3月31日31日まで事務局長兼千歳市障害者総合支援センター長兼務、4月1日より、事務局長業務に専念。平成17年10月に社会福祉法人えぼく設立に伴い、理事・知的障害通所授産施設八二カム開設準備室業務を兼務。

松坂 /

NPO法人わーかーびいーの松坂です。よろしくお願いします。

午前中から、西村さん、尾上さん、大石先生のお話を聞いていて、非常に勉強になりました。自分自身、地域生活のサービス提供をされていて、いろいろと感ずるところがありました。

西村さんの話で、A施設でアンケートを取ると、個別では不満がありながらも、最終的には満足しているようなことというのは、結構、私たちの事業の中にもあるのかなと感じました。

夢や希望を持つことが否定されてきた。普段やっていると、どうしても、日々のところに視点がいきがちで、その方がどんな夢をお持ちで、何をしたいのかを見失いがちになってしまいます。

あとは、知的障害者の方など、ご自身で表現することが苦手な場合、本人を差しおいてお母さんにお聞きすることなど、反省させられるお話があったと思います。

私どもが今行っている事業については、資料として載せているので、今日は説明しませんが、地域生活の仕事をして6年くらいになります。いろいろな制度が整い、支援費制度ができ、次は障害者自立支援法になっていくということで、その間、障害のある方の地域での生活が、一定程度、前進したと思います。ただ実際、私たちも、

いろいろな思いを持ちながらサービスのない時代から、サービスがないならば、自分たちで創出していこうとか、当事者の方や、親御さんと一緒に作っていこうとか、その時の視点としては、サービス提供者が主体になるのではなく、本来的には当事者の方が主体となるようなことを心がけようとか、ネットワークを作りながらきましたが、一方で地域生活支援が広がってきた中で、私の力不足もありますが、一方ではミニ施設とか、違った意味の管理主義に陥っていかないと危機感を感じています。

例えば、私たちは、ホームヘルプとか、居宅介護をしているのですが、1、2時間の身体介護、家事援助、移動介助などの希望がきて、私たちは淡々と応えていくのが基本ですが、一方では、その方の24時間、長い人生の中の1時間、2時間に関わらせていただくということで、失礼かもしれませんが、イメージ的には、その人の人生を切り刻んだ、1、2時間への関わりになります。その時に、支援する側が、知らなくていいこともあるのでしょうが、その方が、どういった生き方をされているのか、どうしたいのかが、どんどん見えなくなってきて、その1時間を私たちにとっての安心安全で支援している。支援者も細切れのシフトの中で動いて、低賃金の状況の中、気がつけば、半年、1年が過ぎ去ってしまう状況が、地域生活支援の状況の中にあると思います。

そういう状況の中、私どもは、今、3障害対応でやっているのですが、元々は知的、障害児がベースできました。ご本人が意見を述べたりするのが苦手な方が非常に多く、その部分で、障害者当事者の方から、いろいろなことを学ぶとか、そういったところが、地域生活支援の関係者にとって必要と思います。

札幌では身体障害の方が30年近くの歴史の中で、地域生活支援の基礎を作ってきた歴史的経過があります。その上で、ここ数年で、大石先生のお話の中にもありましたが、知的でも当事者活動が出てきたり、重症心身障害の方の地域生活支援も、先駆的な方の実践のもとで、徐々に取り組みができつつあります。

そういった意味では、いろいろな立場の違いや、障害の種別の違いはありますが、札幌や、札幌周辺の地域にこだわりながら、スクラムを組みながら、地域生活支援を守っていく。そういった闘い、運動が大事になってくると思っています。

私たちは、支援者として、居宅の直接サービスを提供したり、相談業務も千歳や道の委託事業で行っています。相談事業は自立支援法の中で期待はされているのですが、いまいち、よく見えないところがあります。その中身は省略しますが、相談支援に関わるときのスタンスが大事だと思います。正直言って、財源的にたくさんお金があるわけではありませんし、障害のある方の相談支援に携わる相談員自身が、徹底的に地域にこだわり、地域を耕すエネルギーを持っているか。あるいは、単に制度の調整だけに終わらない、フォーマル、インフォーマルなところも含めた対応ができるか。差別感を持たないとか、権利擁護や当事者主体の視点を持ち、ポリシーの据わった支援者が、当事者ときちんと向き合いながら相談に従事することが、本来一番必要で、大事なところですが、そこが後回しになってしまい自立支援法の中で相談支援がどうなっていくのか。障害程度区分が6段階になるとか、審査会がどうなるとかに走りがちになり、支援者もそういうところで浮ついていて、僕自身も反省をしています。

自立支援法の中のケアマネジメントの話ですが、最初は広い枠組みでとらえられていたと思うのですが、段々とその枠組みが狭くなってきて、障害程度区分とか審査会をどうするとか、給付管理とかに、どんどん話しが小さくなってきているように思えます。

本来、相談支援でなければならないのは、ソーシャルワークで、その方がどんな暮らしをしたいのか、それをどう支えていくのか。権利擁護や苦情解決のきちんとした下支えなどを、これから誰がやっていくのかが、問われていると思います。基本的には、ご自身ですることが理想ですが、尾上さん、大石さんの話にありましたが、きちんと当事者の方と向き合う相談者や支援者がいるとよい方向にいくと思います。どうしても制度などに振り回されがちですが、そういう人材を養成したり、事業に携わった後も当事者の方ときちんと話したり、議論したりする機会を意識的に持つことが必要だと思います。

地域生活の取り組み自体が、今日は、「あきらめない」という言葉がよく出ていましたが、私どもも、この6、7年やってきた中で、立場は違いますが、そう感じていきます。

確かに、地域生活をサポートする側の、仕組や制度も厳しい状況にあります。その中で、僕らは僕らでやり抜いていく。当事者、家族とスクラムを組んでやっていく。制度が変わっても、制度に振り回されない暮らしの現実をきちんと支えていくというところで、これからも、微力ながら、頑張っていきたいと思います。

最後に、ノーマライゼーションとか、平等とかいう言葉が、教科書などに出ていますが、僕らも軽く言いがちですが、現実的には、サービスを提供する側と、サービスを受けられる方との間には、平等にはほど遠い状況があると思います。僕の接し方が悪いのかと思うのですが、現実にはあるという気がします。そこにある差別構造とか、圧倒的優位に事業者がいて、そこでしているサービス提供の実態。それは現実的に歴史的経過やいろいろな中で、日本自体あるいは個人個人に、現実にあることはあるわけです。その中で、僕自身が今できることとしては、差別構造や、圧倒的優位の立場でサービス提供している中で、少しでも壁を崩していく。ゼロになるには、まだまだ時間がかかるとは思います。少しでも突き崩していく努力をしながら、障害のある方に認めていただく形の中でしか、壁や差別の問題は解決していかないかなと思います。

こういったことを、日々考えながら仕事をしているかという、一方では、今の地域生活の実態は事業者も大変なのです。支援費制度が始まってから、6か月ごとに単価が下がったり、いろいろな制度が変わったりとかです。そんな中で、本来の目的とか原点ばかりを考えていたら、来年には事業者がなくなっているのでは、などと考えながらやっています。そのような状況ですから、なおさら当事者の方や、親御さんときちんと連携を図りながら、障害のある方の地域での生活を、これからも考えていきたいと考えています。

田中 /

ありがとうございました。

日頃の実践の中で、一面自己批判も含めてお話いただきました。当事者主体であるべき地域生活支援が、いつの間にか施設化してしまったり、利用者の思いよりも、支援者側の思いや都合で、サービスが提供されてしまうことの危険性のご指摘だったと思います。特に知的障害とか、自分の思いを表現しづらい、表現していることを、こちら側が、聴き取りづらい人たちに対して、その表現をどう聴きとるのか。じっくりと向き合っていくことが大事だというお話でしたが、じっくりと向き合ったりする作業に対して、制度は経済的に評価しているのだろうか、と疑問に感じました。

それでは、尾上さんに、いくつか質問がきていますので、お答えをいただきながら、お話いただければと思います。





尾上 /

まず、質問いただいている分を、お答えして、後半シンポジウムに関することをお話しします。

1つ目の質問ですが、「先程、家に帰れたのは、お盆と正月と春休みだけですと話しましたが、夏休み、冬休みはどうしていたのですか」ということです。お盆と正月というのは、夏休み、冬休みということなのです。ですから、夏休み、冬休み、春休みに帰っていたのですが、なぜ私は無意識のうちに、お盆と正月と春休みに帰っていたという言い方になったのか、というところがポイントです。お盆と正月は施設の職員の休暇の関係で、半ば強制的に、受け入れられない家庭の方は別にして、基本的にすべて帰ってくださいということで、盆と正月は必ず帰る。春休みは希望者だけ帰るということで、当人にとっては、お盆、正月と、春休みは違う。障害のない子どもだったら、春休みも、夏休みも、冬休みも同じなのですが、私たちにとっては、施設の職員側の都合に合わせて、自分たちの休みが決まるということで、お盆、正月、春休みとなったということで、無意識のうちに、自分の中でそうなっていました。

この点、もう少し補足を加えると、私がいたもう少し後になると、土日が外泊できるようになりました。なぜ、土日が外泊できるようになったかという、子どもが泣き叫ぶ状況もありましたが、実は、制度が変わったからなのです。1食でも食べれば、その日の措置費が出るというふうに解釈が変わりました。今までは3食、食べなければ、その日の措置費が切れるということでした。それが1食、食べれば出る。つまり、土曜日は昼までいて、朝昼食べますね、日曜日は夕方までに帰ってきて、もう1食、食べる。そうすると、土日は施設の側の措置費は変わらない、だから、土日は帰ってもよろしい。つまり、もう一度言うなら、制度なり、金の動き方で、私たちの生活が全部決まっていたということでもあります。皮肉っぽく聞こえるかも知れませんが、本当にそうなのです。なぜ急に土日帰れるようになったかという、何をもってその日の措置費とするか、という解釈が変わったというそれだけです。それだけ私たちの生活、特に施設での生活は、金目の動き方、制度の動きに、完全にリンクする形で左右されていた。コントロールはだれがしていたのかという問題かも知れません。

2つ目です。先ほどの「Aさんの事例、日中は作業所で活動されていますが、これだけ重度の方ですから、サポート体制はどうしているのか」ということですが、大阪市の独自の作業所制度を使っています。でも、大阪市独自の作業所制度だけですと、実は、7人から8人に対して1人くらいの常勤職員ですから、体制は変わりません。実際には私たちの所は、最低賃金すれすれという状態で、2人の常勤をおいています。それでも足りないのです。私たちの所は、作業所の部門と、ヘルパーの部門や自立生活センターの部門など、いろいろな部門があります。支援費になってから以降で言うと、作業所に通っているときのヘルパー利用は、支援費以前も以降もできません。支援費になり、ヘルパーさんにお金を払った後の本部の会計で、職員を雇います。その本部の職員が応援に行っているという形で、重度の人たちのサポートができるようにということです。元々でいうと、皆、手弁当でやってきている団体なので、制度的にそうしたというよりは、制度で分けていては手が回らないので、そのような形で整理したということです。

これが自立支援法になっても通所授産や、作業所に通っているときの、ヘルパー利用は難しいということになります。より厳しくなる部分もある。例えば、ケアホームにいる人は、これからはヘルパー利用は個別の給付として受けられない。ガイドヘルパーも市町村の判断次第ということで、そういう点でのかなりの堅さが出てくる。硬直さが、より一層出てくる可能性がある。

次の質問は、居住サポートについてです。公的保証人ですね。住宅を借りるときの保証人制度。公的保証人制度のニーズは高いですが、実際にするときには、公的保証人制度は、それほどお金はかからない。要は大阪市長さんが、1軒1軒の保証書にサインしてくれるわけではなく、大阪市として公的保障する協会のような所と契約して、家賃が払えないときには、いわば保険をかけているようなもので、そこから家賃が払われるので、家主さんはとりっぱぐれがない形になる。財源は国からくる地域生活支援事業の中で、この事業をやれることになっています。国からそういったことをやれる、地域生活支援事業のお金が下りてきているはずだということで、自治体には提起していただければよいと思います。

質問については以上3点です。

気がついた点とか、もう少し討論を深めたい点を話します。先に松坂さんから提起いただいた点について、私なりに思うところ、気のついた点を申し上げたいと思います。

1つは、地域生活といっても、管理主義に走ったりしてしまうという部分は、本当に大切な論点だと思います。確かに、必要十分というか、単に地域にいるからすべて万々歳とは思わないのです。しかし、まずは施設から地域へ移行しなければならない。それは無条件の大前提であると思います。ただその中で、地域でどのような仕組みを作っていくのかが、大切だと思うのです。

先ほど私は、施設の中での経験を冒頭に話しました。時代も変わってきていることもあるのですが、こういう場で話したとき、なぜ、そのような手術とかが平気でできたのか、落ち着いて考えなければいけないのは、その施設にいた職員達は、私をいじめようとして、ポジショニングで縛ったわけではありません。でも、閉じた世界の中では、この子が泣き叫ぼうがどうしようが、言われたことをしっかりやるのが、この子のためになるはずだと、思いこむ世界だった。閉じられたシステムの怖さが、施設といわれるものに凝縮的に示されていると思います。

地域生活のシステム。システムという、閉じたような傾向があるかもしれません。ならば、常にシステムを開いていく努力がいると思います。私たちの実例が2つあります。

1つは、私たちの所は、法人としては同じ系列でNPOになりますが、自立生活の部門、相談の部門と、介護の派遣の部門は分けています。形式的に分けているのではなくて、自立生活センターの部門は、法人とは別に事業に関する独自の運営委員会を持って、運営を実施しています。自分たちの中で、チェックというかバランスを取ってやっていくことが、重要です。ですから、部門を分け、かつ独自の運営委員会、特に相談関係、権利擁護関係は独自の運営のシステムを取らなければならないと思っています。そのことによって、何ができるかとい

うと、地域生活でのいろいろな相談や、個々の介護者とのトラブルなどがあり、そのことに対しては、自立生活センターの部分はピア・カウンセリングということで、もちろん相談ですから、守秘義務のあった相談ということで、相談に応じることができます。そういう意味のピア・カウンセリングが機能します。

もう1つ行っているのが、事業部門とは別に当事者の集まりと言いますか、特に長時間の介護が必要な当事者の場合、ある面別な言い方をすれば、組織の関係では、四六時中同じ人たちで回しているという部分があります。サービス、サポートとは別に、障害者のみが集まる例会を定期的に行っています。そこで出たものは事業の運営にかえす形です。

部門間の切り分けをして、バランスをとる。もう1つは、当事者間の集まりを持っていく。そういう意味で、システムになり一定の事業規模になるほど、まとまりのようなものができていくので、常に開いていく努力が大事なのだと考えます。松坂さんの提起を聞きながら、私たちがうまくいけているというのではなく、意識しながらやっていかなければならないということです。

2つ目が、特に相談支援に関わってです。夢という言葉、松坂さんは何度かおっしゃいました。夢の大切さというか、言い方はそれぞれですが、その人の腹におちた夢を、一緒に形にしていくプロセスが大切だと思います。知的障害はこうだけれど、身体障害は自己主張ができるからいいでしょうと思われがちです。私の若気の至りの話をしますと、今から20年くらい前です。介護放棄に近い感じで、ずっと在宅だった障害者が、在宅訪問で、生活保護を受けて自立したいと相談をしているうちに、話だけが膨らんでいくのです。本人がそこまで言っているのなら、生活保護の相談へ行くに、まず、お母さんが預かっている年金手帳を、本人の管理に戻さなければなりません。当時の私は、本人の希望に沿って話を進めてきたつもりでしたが、いざ本人がお母さんの前に出たら、萎縮して、「本当に自分で年金を管理したいのか」と、お母さんに聞かれて、「いや、僕はどっちでもいい」という話になった経験がありました。

先程の話で、施設から出る方の支援をしたときは、彼は最後まで、自分はどんなことがあっても自立したいのだ、と言いきってくれた。これは自己主張の強さを言いたいのではなく、そこに至るまで一緒に確認できたプロセスが、大切なのではないかと思います。そういう意味で、夢が最初から明確にあるのではなくて、夢と一緒に確認していくプロセスが、相談支援の役割ではないのかと思います。それがなければ、施設に押し込もうという流れや、いろいろなことがあったときに、プレが生じてしまう。そのプレを生じないだけの、一緒に夢を腹に落とし込む確認をしていくプロセスの大切さを、夢という言葉から感じました。

あとは、西村さんの発題の関係で、あるいは、大石先生の3月の札幌地裁の判決の関係で、お手元の資料、14ページ、15ページ、時間の関係で説明しなかった分を申し上げます。

最近、厚生労働省は言葉の言い換えが上手だ感じます。例えば「関係者、国民全体が納得するシステム」と言いますが、本当に国民の前に、はっきり言えば、札幌育成園のようなところにも、皆さんの税金が、つぎ込まれている。そういう形で使われていることを、国民一人一人は納得して、合意しているのか。そういう施設と、今の在宅生活を比べた上で、それでも施設が中心にないといけないということが国民の合意で行われているのか。今のような財源や状況になっているのかという問題です。

14ページを見ていきますと、支援費は財源的に破綻したとありますが、そもそも、支援費がちょっと伸びたくらいで、あふれてしまうような程度の予算しか、配分されていないという問題があります。これは私が主観的にそう思っているのではなくて、国民所得費という国民生活の豊かさに対して、どのくらいのお金が障害者関係に、手当や年金すべて含めて使われているか。スウェーデンは8%くらいで、さすがだなあと感じます。それに対して、日本は0.6%くらいです。スウェーデンは高負担だからと思うかも知れませんが、実は、アメリカより低いのは驚きです。アメリカも日本も、どちらも国民負担は36%くらいです。ですが、アメリカは1.5で、日本は、0.6%くらいです。負担に対して障害者予算が全然まわっていない。

もう一つは、そうしたパイの少なさに加えて、支援費になって在宅が伸びたと言っても、まだまだ伸び方が足りないと思っています。何をこんな厳しい時に、寝ぼけたことを言っているのかと、言われるかも知れませんが、14ページ下に、2003年度と2004年度で、施設と在宅の予算の比率表です。03年度が、83.9%が施設で、16%が在宅です。2003年度も、2004年度も大赤字になって、在宅が伸びたと言いますが、どれだけ伸びたのかと、2004年度予算を見ると、82.7に対して、17.3。もう一度言うと、03年度の施設の予算は83.9です。04年度が82.7になった。在宅の予算は、16.1から17.3になっただけで、わずか1.2ポイント上がっただけです。いわば、施設に比べて、地域生活の予算は5分の1以下。今回やっと、2005年度の予算で7対3くらい。それでもまだ3分の1以下です。

別に施設たたきをしたからではなく、現実には、地域移行をどう進めるかは、地域において、どれだけの在宅のサービスを確保できるかということと、パートナー関係にあるというのが日本の現状です。そのことを確認しておく必要があります。そもそも、施設と在宅は、根本的に対立するものなのかという、議論があるかも知れませんが、一定の財源、限られたサービスの中で、現実には都道府県ごとの状況を見ると、施設の予算が多いところほど、在宅の予算は少ないのです。

15ページの上を見てください。厚生労働省がよくこの図だけを使うのですが、支援費の何がいけないか、これだけの地域格差があるのです。一番ホームヘルプ利用率が高い大阪と、一番少ない秋田とでは6倍以上の差があると言っています。それだけ聞くと、支援費は不公平な制度だと思いますが、支援費になったから不公平になったのではなく、措置時代はもっと不公平でした。措置時代は知的障害のホームヘルプをしていた地域は3割だけでした、今は5割を超えています。

では、不公平は何ゆえに生まれたのか。15ページ下の図を見てください。上の図でトップは大阪、一番下は秋田。こう見ると、大阪は無駄遣いしているのかと思われがちですが、そうではなくて、下の図を見ると入所施設の予算の少ない自治体から、多い予算順に厚生労働省の資料を並べ替えてみました。少ないところは、東京都、愛知、神奈川、大阪。いわゆる長時間介護の多いところで、最近よく厚生労働省からたたかれるところです。これらは入所施設が少なく、一人当たりの費用で言うと、施設をたくさんつくっている自治体は予算がまわらない。秋田は施設の整備率が全国で2番目で、施設と在宅の予算を足したら、大阪よりも秋田のほうが高いのです。重度で介護が必要な障害を持つ人を、どんどん施設に入れる。ですから在宅で住む人がいなくなっている状態のかなと考えます。もう一度言えば、地域格差は、裏返して言えば、どれだけ入所施設ばかり中心につくってきたか、少しでも在宅サービスに力を入れてきたのかということの、差にすぎない。そして、入所施設をたくさんつくってきたところほど、高コスト体質なのだということが、国民の合意を得ているのかということです。

そういったことも含めて、次の裁判で、地域生活で暮らせることこそが権利だということを、こういったデータを基にして、国民の合意ということも言ってほしいと思います。

今日のテーマである地域移行は、理念的なレベルだけではなく、これから具体的な実践にも係わる問題です。今年の秋から来年3月にかけて、障害福祉計画を全市町村で作っていきます。その障害福祉計画の中で、例えば、向こう5年間、実際にこれだけの施設にいる人を地域に戻す、そのために、これだけのサービスを施設から在宅に回す、足りなければ、在宅サービスを増やす計画を作らなければ、地域格差はなくなりません。いくら支給決定されたところで、在宅のサービスがなければ使いようがないのです。施設からの地域移行は、これから福祉サービスの中で、具体的目標として論じられるべきです。

田中 /

ありがとうございました。

午前中の実践報告に対するご質問にお答えいただき、その後、松坂さんの報告に対するご意見もいただきました。

フロアーからのご質問に対して、なぜ冬休みはないのかとのことでしたが、それは実は、施設の中で利用者が自分の生活をあきらめてしまっている1つの象徴であったというお話でした。職員や制度の都合に合わせてですから、そこでは、ニーズは浮かび上がってこない。ニーズが浮かび上がってこないということは、あきらめられているということなのだと思います。

それから、松坂さんの地域生活支援の管理化の傾向と言いますか、地域生活支援がだんだんと、閉じられていくということに関して、尾上さんは、施設も地域生活支援も、ともに外に開いて行かなければいけないとご指摘されました。例えば、1つの部署で丸抱えしてサービスを提供している。あるいは、施設の中で丸抱えしてサービスを提供している、もう少し大きく言えば、福祉という枠の中で、丸抱えしてしまっている、ということも含めてだと思のですが、そこでは、閉じられた世界の中で、利用者のためにという名目で、どのような非人間的な処遇も正当化されてしまう危険性を持っている、というご指摘だったと思います。

また、自立支援法の根拠として出されてきた、厚生労働省からの論理に対して、大変説得的なデータを示していただきました。

では、続きまして、大石さんのほうから、フロアーからの質問も含めてコメントをお願いします。

パネリスト 日本弁護士連合会弁護士 大石 剛一郎 氏



大石 /

フロアーからの質問は3点ありまして、1つは、成年後見制度や福祉サービスはお金を払って得るべき性質のものではなく「当然の権利」だということについて、費用に関する質問です。

私は法律家で、行政の人間でもないのに、ちょっと無責任的(財政的な面は無視して)に言わせてもらおうと、先程お話ししたように、「障害がある」ということは「支援を必要としている」ということです。その「支援」が確保されないと普通に生活するというのを確保できない。だから、「支援を受ける権利」というものが「人権」であると考えなければおかしい。この論理で行くと、本人が人権を確保するためにお金を払うのはおかしい、ということになります。そうすると、実際に支援を受けるとき、支援にかかる費用はどうなるかという、論理的に「税金」とならざるを得ない、と思います。あるいは介護保険給付でもいいのですが、要するに、公的な負担のところ、それがでないとおかしい、という論理にならざるを得ないですね。

現実的な場面になるほど、結局そこは、最終的には「福祉サービスを受ける権利」とか、「支援を受ける権利」というものを人権として本当に位置づけているのか、ということが問われるのです。そして、その場面になると、たぶん行政はお茶を濁さざるを得ないのが現実だろう、と思います。

このままだと、そのような現状が続いていくので、先程の西村さんのお話のように、差別禁止法で法的に具体的な権利設定をするものが必要だろう、と思います。人権だとか憲法に基づく、という抽象的な話をしても、いつまでたっても、土俵に乗らないから、具体的に法律を作るということが必要、ということだと思います。

私は、法律家としてはまったくそのとおりだと思うのですが、一市民として日本の現状を見ると、明確に権利性を認めて、それについてきちんと具体的な保障もつけると、そういう形で日本で差別禁止法が作れるのかどうか、それはかなり難しいのではないかと率直なところ、思っています。

それは日弁連の中で、差別禁止法を提案しようという動きがずっとあって、去年少しそれに関わってみて、思いました。「人権擁護委員会」というところで、こんな法案にしようというものをつくったのです。しかし、弁護士会の団体、言ってみれば人権擁護を責務としてやるべき職業の団体の中でも、障害のある人の支援を受ける権利を具体的に保障させるためには、ある程度、私人や一般企業にも負担させなければいけない、という各論的な場面になると、随分と後ろ向きの動きがあって、そういう意味では、意識がまだまだ低いレベルなのです。それを耕していくには、かなり工夫が必要なのだと思います。必要であることは明らかですが、どうやって作るかについて、弁護士会の動きを見ると私は暗澹(あんたん)たる気持ちになった、というのが正直なところですよ。

でも、論理的にはそういうもの(差別禁止法というようなもの)で具体化させるしかない。その上で、私人や一般企業にも法的に一定の負担させることを実現させることだと思っています。

それから、質問の2つ目として、「札幌育成園事件で、日野市と東京都を訴えるということですが、他に障害の方が巻き込まれた事件で、実際に行政を罰した事例がありますか」、というものです。

責任を認めたという事例、損害賠償請求という形で認めた事例は、正直言って、あまり知りません。が、滋賀のサングループ事件では、一般就労した先で虐待にあった事件について、判決理由中に、就労先でのことに関するアフターフォローを行政はしなければならない、という部分がありました。それは、行政は、自分の手から離れれば責任がないというのではなく、福祉サービスの場面から一般就労の場面に移ったとしても、障害のある人の生活について福祉の支援をする者としての責任がある、ということを、裁判所が一定程度認めたものだと思います。

他には、今のところよく知らないのですが、ここ数年、障害のある人が事件や事故に巻き込まれたときには、最終的には行政の責任について追及する、という形でいつも動いています。しかし、なかなか裁判所は、そこまでは認めないというのが今の現実的な流れだと思います。

そこは、先程西村さんがおっしゃっていた、「必要な支援をしないのは放置であり、虐待です。」ということと、つながっていると思うのです。

行政として必要な支援がなされているのかどうか、措置時代は措置責任者として、明確に「対応しなくてはならない主体」だったわけですが、そのときのことも含めて、必要な支援について、「それをしない状態で放置す

る」ということは、つまり虐待しているのと同じですよ、という認識を行政にもってもらわなければいけない。裁判ではそのような趣旨で主張していますが、現実に裁判所はそれを認めるところまでは行っていないと思います。

それから3つ目は、先程の浅草事件の中で出てきた函館の精神鑑定の結果が福祉サービスなどにつながらなかったが、現在はつながる流れがあるのですか、ということです。

これは、システム的には、そのような流れはありません。しかし、これは、自己批判でもないのですが、やはり弁護士の仕事ですね。裁判は、公開法廷で行われますが、実質的には閉じられた部分が結構ありますから、こういう鑑定結果などの情報や裁判の中で出てきた支援の必要性とか、そういうものを次につなげることができるのは、おそらく弁護士だけなのです。そして、それは弁護人にとっては、そんなに大した手間でもありません。ずっとそのあと、自分が日常生活支援にかかわるわけではないのですから。支援者や福祉事務所など必要な支援のできるところにきちんとつなげる作業は、弁護人の仕事だと思っています。少年事件の付添人は、大体そういうことをしています。つまり、勤務先を一生懸命探すとか、少年鑑別所を出た後の学校の先生と話をすることなどはよくやっていることなので、特別の仕事ではないと思います。しかし、実際には、本人に知的障害があり、あまり主張が強くないと、さぼるのではないかと、と思っています。

ですから、システムとしてはできていませんが、この点は弁護士の自覚の問題だと思っています。

では、裁判の結果を必ず福祉事務所につなげるシステムを作るのがいいのかというと、それもやや疑問です。むしろ個別的に弁護にあたった人がきちっとアフターフォローのようなことをするのがいいのではないかと、思っています。

これとの関連で、今、実際に実刑になった知的障害のある人などが刑務所から出た後、支援に結びつかず、それでまた不安定になって事件を起こしてしまう、という現実があることについて、どのようにサポートするかが、厚生労働省のあたりでもかなり議論になっているようです。「事件をおこす傾向がある知的障害者」について、刑務所出所後の居場所といいますが、ケアの場所をつくらうとの動きがあります。その動きの危ういところは、その受け入れ先を入所施設にしようという発想になりやすいことです。そうすると、刑務所を出てきた知的障害者、あるいは事件を起こしそうな障害者を入所施設に入れてしまうこととなります。そこでトレーニングをしてOKになったら出てきて、又そこで支援をつけて地域に出せばいいのではないかととなります。しかし、そうなると、実際には、支援の難しい人は、ずっと入所施設にいてしまうことになりそうで、非常に危険です。でも、なんとなく世間受けしそうな考え方です。加害のおそれのある知的障害者の人権を保障するという名のもとに、そういうことをしようとする流れがある。これにはすごく危惧しています。

田中 /

ありがとうございました。

最後の話はかなりショッキングな話で、精神障害の当事者たちがずっと反対してきた、いわゆる予防拘禁とか保護観察の話につながってくると思いますし、施設が持つ社会的な機能として社会防衛的な機能があるということも彷彿とさせるようなお話だったと思います。

大石さんにいくつかのご質問にお答えいただきながら、また議論の論点をだしていただきました。

成年後見に対する費用の問題についてのお答えの中で、やはり人権を確保するのにお金がかかること自体がおかしいのだとお話で、これは先程の講演の中では、成年後見人の費用の問題だけではなくて、はっきりと自立支援法の自己負担の問題も取り上げていただいたと思います

このようにお金や法律に左右されてしまうこと自体が人権を取り扱うとか、人権を考えるうえでおかしいわけで、そういう意味で自立支援法をきちんとコントロールできるための法的なルール、つまり差別禁止法というものを求めていくことは論理的に正しいとご指摘されました。

権利としての地域生活支援を実現するために、それを支える差別禁止法は、いったいどういう方向で議論していくのかは1つの議論のポイントだと思います。

裁判の中で支援の必要性が判明した方に対して、それを裁判が終わったあとに、支援につなげるのは弁護士さんの仕事であるとおっしゃっていただきましたが、実は大石さんがお書きになったある論文の中に「弁護士の中で障害者福祉分野に深い関わりをもち、権利擁護の視点を明確に持つ弁護士は、全体の1%いるかどうかである」と書かれてありまして、そういう意味では福祉からのアプローチもやはり必要なのだらうと思いました。

もうひとつは、裁判にいく手前の取り調べの中での知的障害者への支援ということも、あわせて考えていく必要があるだらうと感じました。

< 指定発言者から >

田中 /

後半を始めさせていただきます。

それでは指定発言者からのご発言ということで、まず、CILさっぽろの事務局長の岡本さんからコメントをいただければと思います。

NPO 法人自立生活センターさっぽろ事務局長 岡本 雅樹 氏



4人の方のお話を伺いまして、やはり地域生活移行、支援の大切さを何度も納得しながらお聞きしていました。私の話が、皆さんの内容と重なってしまうかもしれませんが、発言させていただきます。

私どもの団体では、先程の尾上さんのお話の中にありましたように、自立生活に対する生活の支援ですとか、ヘルパー派遣などを行っている自立生活センターです。

そもそも、私がこういった地域生活支援に関わるきっかけは、やはり自分自身の人生での経験を経て、やはり、こういった地域生活支援が必要だと感じたことです。

私の生い立ちとしては、小学校は普通学校でしたが、中学から養護学校と施設生活ということで施設を経験してきました。普通学校から養護学校に上がるときに、どうして自分が普通に生きることができないのか。なぜ自分が今まで作りあげてきた人間関係などを壊していかなくてはいけないのか、すごく納得できない気持ちがありました。

施設の中では、特に機能回復としてのリハビリテーションによる自立の概念が自分の中に構築された部分が大きく、とにかく、自分のことは自分でなんでもするという。障害は少しでも軽くなっていかなくてはいけないということに力を注がなくてはならないという意識を強烈に抱いてきました。

私も障害が重くなってきて、介助が必要になってきているのですが、介助は相手の顔を伺いながら受けるものであるとか、そういった遠慮があるとずっと身につけてきました。

やはり、養護学校、施設からでて規則から開放され、自由になった時代があったのですが、障害が重くなっていくこと、在宅で生活をしていたのですが、親に迷惑をかけたくない、親の都合にあわせて入浴や外出も受けなくてはいけません。そういう中で親が死んでしまったら、地域で生きていくことができないのではないかという考えになった。そこで、そこから開放されたいと自立生活センターと関わり、その活動に私も力を注ぎたいと感じました。

その自立活動センターで得た大きな成果は、障害は自分の個性であって、できないことは自分の責任のもと、人に助けを求めてもいいということ。介助は依存ではなくて、責任を自分で持つことによって自立するための道具であるという認識です。そういうメッセージなどから、自分自身も地域生活に支援をしていきたいと考えるようになりました。

やはり、こういった活動を続けていく中で、障害を持った人の問題は社会全体の問題であるということ、その中で社会の仕組み、先程も支援費の話が出ていましたが、私も24時間介助が必要ですが、まだ、札幌の中では24時間の介助サービスは受けられない実態があります。

その中で、必要な人には24時間のサービスが受けられる、そういったサービスが自己選択できる社会の仕組みづくりが、必要ではないかということを改めて感じています。

問題提起という形にはなりません、自己選択できる社会づくりというものが、障害を持つ人たちが地域で自分らしく生きていくためには必要ではないかと考えています。

田中ノ

ありがとうございました。

岡本さんから、ご自身の養護学校での施設体験での強いられた自立、午前中の尾上さんの体験とも重なってくるお話かと思えます。

それでは続きまして、札幌いちご会の小山内美智子さんから、ご発言いただければと思います。



障害があっても自立生活をしたい。施設からでていきたい、なんとか自立生活したいと思いながら地域で暮らし始めたのですが、やっと親が死んで、今度は本当に自分の意思で生きていける。やっと自立生活です。親は本当に困ったものです。

最近、自立支援法でサービスを利用しても全部お金を取られる。食費も、なんでもお金をとられる。年金もほぼ取られてしまうこともあって、だんだんサービスを利用する人がいなくなるかもしれません。

あめ玉年金という、2万か3万の年金をもらっていて、やっとそれから10年か15年たって、お小遣い年金で7、8万円くらいもらえて、やっと少し遊んで歩けるようになったかなと思い、今度は生活できる年金をというのを求めているのですが、今、この自立支援法が入ってきてホームヘルパーにも、病院にも、リハビリにもお金がかかる。障害者ゆえにお金がかかることがあるので、こうしたサービスは無料でもいいと思います。

私は税金をいくらとられてもいいと思います。働けたら、税金は国民全体が払う。でも、私がトイレに行くとか、ご飯を食べるとか、起きて着替えるとか、全部にお金がかかるのは、本当におかしいです。

今は1割負担と言いますが、来年になったら2割負担になるのかなと思うのですね。本当に福祉は逆行しています。

私たちはなんのために、1970年代ころから自立生活運動、アメリカとかスウェーデンの障害者を招いて学んできたのか。西村さんが結婚したときには、既に私は自立生活運動をしていましたが、せっかくだいいところまでできたけど、逆行してしまいます。私たちはもっと政治に目を向けないとだめじゃないかと思います。

私たちは年金だけでは暮らしていけないので、生活保護をもらおうとする。でも、自分がいくら貯金しているか見られてしまう。全部銀行の通帳を調べられてしまう。そんなバカなことはないです。私は悔しくてしょうがない。

でも、60歳、70歳になって自立生活しようと思いたってもなかなか難しいので、1歳でも若いうちから自立生活をしないとね。体と心がやわらかいうちに自立生活をしないとはいけません。

聞いた話によると、施設で結婚しても子どもを生んではいけないという。勝手に親の同意で子どもを墮ろされてしまうということを知って、それは人権侵害で法律に引っかからないのかなと思います。子供が産めなかった人もいっぱいいることということを知って本当に残念だなと思います。

まだ、私に子どもがいると知って「へえ - っ」とびっくりされます。

もっともっと障害者が結婚して子どもを産んで生活できるだけの年金をもらわなくちゃね。ホームヘルパーもちゃんとお金がかからなくなるように、私たちはこれからもっともっと政治に対して運動をしていかなくてはならない。

ここでこんなことを言ってもしょうがないですね。真剣に国会議員に訴えていかないといけない。

スウェーデンは、議員の考え方がしっかりしています。日本は国民が悪いですね。国民が自民党ばかりに票を入れるからダメなのです。私たちがいくら厚生労働省に言っても意味がないのです。国民がバカなのです。私はそう思います。

田中 /

小山内さんは、障害者運動のさらなる展開の必要性を訴えられたと思います

尾上さんのお話の中でもありましたが、自立生活運動がずっと積み上げてきたものが今回の自立支援法で、ずいぶん後退していく危機感というものを障害者運動の中心にいた小山内さんは強く感じられているのだらうと思います。

それでは、最後になりましたが、ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう！」の燕さん、よろしくお願いします。

ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう！」代表 燕 信子 氏



ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう！」の燕です。障害者の親という立場でもあります。

はじめにお断りしておきますが、親といっても当然年齢的にも、考え方にも差がありますから、親とひとくりにされることに不満を持っています。これは皆さんも障害者とひとくりにされるのが嫌なのと同じです。

私の子どもは二十歳で、今1人暮らしを始めました。15年くらい前に5歳の子どもと入所施設に見学へ行ったときに、「これほど重いお子様をお持ちのお母様たち」と言われて、今見てきた入所施設の人たちよりも私たちの子どものほうが重いのかと、すごく強烈にショックを受けて、絶対に入所施設に入れないと思いつけて生きてきました。

私は絶対入れないと思ったときから、まわりの地域作りと人作りをしなければいけないと思って、今は地域で暮らすということにすごくこだわってきて、地域の学校や地域の学童保育の人たちと一緒に子育てをして、そして誰でも暮らせる地域をつくってきていました。

うちの子は、とても重く、知的にも重度と言われていますが、自己主張のできるすごい人で、結局1人暮らしを援助してくれる人たちは、もう十年來の地域づくりに関わってきている人たちです。

ですから、地域生活移行と簡単に言いますが、地域は長い時間をかけてつくっていかねばいけないものだと思うのです。

そのときに、ひとくりにされている親はとても力にもなりますから、ぜひ自分の子どもに障害があると分かったときから、親の支援と親への人権教育、例えば、今、自立生活支援センターでやっている方たちが、「お母さん、今、医療機関にかかりはじめて、いろいろいわれるけど、そんなことばかり信じないでね、僕たちを見てごらん。」というようなことを働きかけて欲しいとすごく思いました。

私は、地域で事業所側に立ちながらいろいろな人たちの支援をしていますが、なかなか親というか、家族に入ってその本人を引き出すことができない。本当に親でありながら地団駄を踏む場面もあるわけです。

そのときに、先程から西村さんや大石先生がお話されていた差別禁止法がちゃんと効力を持って、「お母さん、それは人権侵害に当たるよ。」として、そこから本人たちを引き出すということに早くなしてほしいと思うのです。そこをすごく希望しています。

そこで、ここから質問ですが、親の義務とか、親とか保護者とか扶養義務者とか、たぶん年齢もあって保護者とか扶養義務者とか使い分けられているのですが、法律的に言うと、どういう責任になるのかということと、障害当事者ご本人の立場で、尾上さんなどはどういう親であってほしいのかを聞きたいと思います。

もう1つ、地域で支援をしていると、障害があるとか、ないとか関係なくて、やはり支援を必要な人に支援をしたいと思ったときに、とても使いにくい制度ばかりです。今度の自立支援法も障害者ばかり支援しなければ地域生活支援事業はとれないとか、地域の中に高齢者とか、子育てに悩む親もいるので、それらの人たちへも支援もしたいという思いもあって、なんとか支援の必要な人を支援できるものができてほしいと思っていますので、尾上さんのお考えを聞きたいです。

田中 /

ありがとうございました。

支援、親の人権教育の必要性ということで、不適切な支援がある。あなたの子供はこうだから、こういうようにしなさいとか、施設に入れなさいとか、そういう不適切な助言や支援があるという意味では、障害当事者も親も置かれている立場というのは重なる部分があるのだというようにお聞きしました。

質問が3つでまして、大石さんの方に親とか保護者とか扶養義務者という法的な位置づけというところでの質問だと思います。

大石 /

端的に言うと、子どもが未成年である間は、親が、親権者ということで、「法定代理人」として(成年後見人は法定代理人ですが)、当然に子どもの法律行為について代理する権限を持っています。ですから、福祉サービスの利用契約も子どもが未成年の間は、親が代理してできます。子どもが成年に達すると親の親権者としての法定代理権が消えるので、法定代理人がいらないという状態になります。親には、そこから先は、子どもを代理して契約を結ぶという権限は全然ありません。

先程の私の話の中で、宇都宮事件で、ヤクザ封の男性が知的障害のある50代の人と養子縁組をして、「親」になりました、という話をしましたが、この養親は、法定代理権限という意味では、法的には意味がありません。養親になったということで、行政はそれをお墨付きみたいにして事を進める、という実態がありますが、養親には基本的に、法律的には何の権限もありません。

扶養義務については、子どもが未成年だろうが成年に達していようが、いずれにしても一定の親族については扶養義務がある、とされています。あるけれども、扶養しなかったらどうなるか、それを罰する法は何もないのです。法的にはそういう状況になっています。

「保護者」というのは、精神保健法の関係では具体的な権限・責任があるものとして正式に選任されますが、その他では事実上(事務手続の運用上)保護者と名付けられ、扱われているだけです。法律的に本人を代理する権限があるのかないのかということが重要で、本人が二十歳未満の場合は親が、親権者として、代理権のある「保護者」といえますが、子どもが成人に達すると、「法定代理人」という法律的な意味では、「保護者」はいないということになるはずで

田中 /

燕さん、お聞きになっていかがですか。

燕 /

でも、実際は施設から保護者の方へというお手紙が来ます。二十歳過ぎても、まだ保護者と言われるのかと思います。実際はどうなのでしょう。

大石 /

その感覚は正しいです。本当におかしいです。

燕 /

問題は、二十歳すぎても意見を聞かれる。まだ私の責任は続くのかと思ってしまいます。結局、二十歳になっても私たち親の責任に左右されることがないように変わってほしいと思います。

大石 /

家族の意見を聞くということは無意味ではないと思いますが、法律的な意味での決定権ということでは無意味です。

田中 /

地域生活支援は、本来、親を通した本人支援ではなくて、本人に対しての支援だと思います。

それでは、親にどうしてほしいのかということと、いろいろな複雑なサービスが地域の中にあって、障害者専用のサービスがたくさんありますが、サービスを必要とするのは別に障害者だけではありません。そのあたりについて尾上さん、松坂さん、西村さんにもお聞きしたいと思います。

尾上 /

親はどうあってほしいかというのは、非常に古くて新しい問題ではないかと思います。いくつか私たちの経験の中でお話しできることがあります。

ひとつは、私たちのやっている作業所なのですが、当事者が中心になって運営する作業所というのは、大阪の中でも当初かなりユニークな作業所でした。それが立ち上がって数年してから、その当時学齢期にあった重身といわれる子供さんたち、大阪の場合、普通学校に行っていました、その親御さん達が私たちの作業所のボランティアとしてお昼ご飯を作りに来てくれたりしていました。私たちのところは重身の人たちも作業所の中にはいましたが、主には脳性マヒやそういった仲間が多いですが、地域で暮らしている。そのためのネットワークやつながり、あるいは情報がいろいろあるのだと知られたことが大きかったようで、その人たちが中心になって活動をはじめられた。大阪の場合、以前ですと「重症心身障害児者を守る会」といっていましたが、「支える会」という名前に変わりました。

さらに、本人を中心においてそれを支える会なのだということで、私たちの活動をボランティアとして支えていただいた、主にはお母さん方でした。そうしたお母さんが中心になって、今は、重心の人たちのサポートをするセンターを立ち上げたりしています。

もうひとつは、いくつかの自立生活センターで、親がかつ自分の子供が障害を持ったということをきっかけに、社会福祉士の資格をもう一度勉強されたり、あるいは介護の経験をもたれたりすることがきっかけで、自立生活センターの運営委員を親として参加されている人もいれば、ヘルパーのコーディネーターということで関わっておられる人もいます。

現実に親としての体験をきっかけにして、いろいろな専門機関に振り回されたり、そういう中では、ある意味で親も子供も一緒に振り回されている状況の中で、逆に親御さんからすれば、自分の子供の先輩である障害者の姿をみながら、活動に参加されている方が確実にできてきていることが、私にとっては非常に大きな励みだと思っています。

ただ、他方で、自分の中で、なかなか難しい問題だなと思ひ、このシンポジウム似合わない発言かもしれませんが、二十歳すぎたら自立するというように思ってくれる親がいいのですが、なかなか人間の成長はむずかしいと思います。つい10年くらい前ですが、養護学校を卒業したてくらいの障害を持つ子の親の世代は、私と同じくらいか、もう少し上の人です。物わかりがいいのです。いつでも自立していいからといいます。ところが自立プログラムをやっていて、不思議なことに気づきました。「自立をすることで迷っている」というので、話しを聞くと、「親元にいたら海外旅行もいけるのだけれど……」と言うのです。僕らは親元にいたら好きな時に出ることもできないから、そういう理由で自立せざるを得なかったのが、逆に親元で自由のほうがいいのかと感じました。これは不自由なほうがいいと言っているのではなく、二十歳すぎれば、自由かどうかではなく本人の意志、出るという環境があればいいのですが、出なくていつでも自立していいのだよという関係だと、逆に本人は踏ん切るきっかけがない。本来は自立生活運動の中で、あるいは当事者の姿と一緒に共感していただきながら共に自立に向かって歩いていただく親の存在が一番よいと思います。

後半のご意見はまったく同感で、今回の自立支援法での建前と実態の差がそこにもうひとつ現れていると思います。自立支援法が変えようとしているものうとうしさということなのかと思います。

大石弁護士さんや何人かの方が話しましたが、支援を受けること、支援を得て地域生活をする。そのことが権利なのだ。それがまさに差別禁止法やそういったものがあるのだということの前提です。ところが、一割負担の問題もそうですし、そもそも今回の自立支援法で、能力や適性に応じた自立といういい方が法律の目的の中にあります。でも、いままで障害者分野では能力や適性に応じたというのは、能力や適性に応じた学校とか施設の振り分けの時に使われてきた言葉です。どんなに重度の障害があっても、障害の程度で振り分けられるのではなく、その人の必要な支援を得られれば地域で生きられるはずだ。支援を得ながらの自立論だったのが、訓練したり、何々をすれば、支援がいらなくなるのだというような考え方に変わってきた。支援観が大きく揺らいでいる、そこがうとうしいと思います。

もうひとつは、建前として3障害共通という言われかたをしていますが、すべての人がいいながら、実際には手帳を持っている人だけです。例えば難病といわれる人、あるいは高次脳機能障害の人。もちろんそれは、市町村で手帳所持者と同等のその他必要と認められた者という中で、カバーできる範囲はありますが、一方で自立支援法に書かれていないからといって、あきらめるしかないというわけではありません。いわば自立支援法で、障害手帳をもっていることを中心にして、障害共通といいながら、バラバラにされている部分がある。そこをどうやって地域の中で制度にとらわれない、あるいは自治体の協力も得てサポートできるような仕組みをつくっていくかというのが、これからの地域活動をしている当事者や支援者、関係者の知恵のみせどころかと思えます。

田中 /

ありがとうございました。

松坂さんからの方には後半部分のサービスの問題について、燕さんの御質問にお答えいただければと思います。

松坂 /

質問の答えになるかわかりませんが、ふだん居宅介護をやっていて、親御さんからのリクエストと、僕らが本人と関わる中で、ご本人がうまく表現したりすることが苦手な人も多いのですが、関わっていく中で、支援計画を立ててこういう形でというときにずれがよくあります。例えば、週2回程度、こんな形で2時間くらいこういう形で継続的にやっていくといいのに、親御さんとしてはそうではなく、今日は都合が悪いので、預かってほしい。お金の問題も絡んできて、2時間というけれど、身体介護に2時間という一割負担で800円。それなら1時間でいいとなる。結果的になかなかこちらが考えている部分がうまくできなくて、一次預かり的になってしまう。何が大事かという、個別支援計画をきちんと客観的に立てていくことが大事だと思います。

実態として、よその居宅介護の事業所はわかりませんが、制度上は居宅介護も、通所もそうですが、居宅介護では居宅介護計画を立てています。でも本当に利用される方が、150人、200人いて、それに対して細かいヒアリングをして立てきれているのかという、そういった事業所は極めて少ないのが実態だと思います。けれども今後、客観的な計画について本人を中心にすえながら、ご家族の方やいろいろな関係の方、本人から同意をとりながら、客観的につくっていく。親の思いも当然あるし、本人の思いもあるし、なんらかの形できちんと調整をしていくところが、これからすごく大事になるのではないかと思います。

今は支援費の中では、支給決定は市町村で行われるけれども、十分なアセスメントや生活全体に関わる個別支援計画が立てられていない。本来であれば居宅介護を提供するのであれば、居宅介護計画を作成する前に利用者の方の生活全体を視野に入れた個別支援計画を立てる。今の仕組みの中でだれが立てるのかというと、全然仕組みがない。これから相談支援事業者が立てていく形になっていくのか、一部はそうなのでしょうが、そのあたりが心もとなくいろいろな意味で、燕さんが言ったように親がケアマネシなくてはいけないようで、仕組みが変わったといえども、それが続くのか若干危惧しています。

一方で、相談支援企業者として問題意識をもちながら、一生懸命やっているつもりですし、尾上さんのおっしゃった中立性とか独立性を敏感に感じながら、とりわけ北海道の場合、これまでは入所施設中心に相談事業がなされて、一生懸命のやっているところであれば、中には入所施設の職員が一人ふえたような感覚でやってきたところもごく一部にあった。中立性、独立性をきちんと担保しながら、同じ法人の中にあって、客観的に計画策定をしていく。サービスを提供していく客観的な仕組みが、対親といっても必要だと思います。

田中 /

ありがとうございました。

親がケアマネをし続けるということでは、当事者運動が提起してきた自立とは随分かけはなれたことだと思います。そうならないための支援としてのお話を松阪さんからいただいたと思います。

西村さん、親はどうしたらということ、今年度の事業の中でも親に対するカウンセリングなどがいろいろありましたが、そのあたりも含めてお話しいただければと思います。

西村 /

前回10月のシンポジウムの時に、親という立場と実際に地域支援をしている立場で参加していただいた釧路の日置さんについて、そのシンポジウムの中でも御紹介しましたが、彼女は親という立場の中で、障害のあるお子さんを育ててきた。その時に、電話で最初にお話をした時に彼女が言った一言というのは、「今回は地域移行ということで、施設から地域移行だということも含めて考えたときに、私は子供を施設に入れることを考えたことがない。なぜなら、私は施設では暮らしたくないし、私が望まない生活をどうして子供に強いることができるのか。」ということをおっしゃって、そして、その子供が地域で育っていけるために必要なサービスをどう作ってきたのかということをお話されていました。

どちらかという、私たちの場合には当事者運動というと、障害者自身の運動を進めていくという意味で言ってきました。それは、間違いなく正しいことだと思っていますし、そうした運動は絶対必要だと思っています。ただ、日置さんも燕さん自身もされておりますが、今回の自立支援法や福祉サービスを提供していく、あるいは利用していく中で、自分たちも当事者である。そして、この問題や課題にふれて、共有した意識をもった時に同じ当事者としてそれを受止めて、そして取り組みをしていくというお話がありました。そういった意味で親に何を望むか。実は私自身にも6歳の子供がいますので、私自身も障害当事者であると同時に、親という立場でもあります。そこで何を望むかということであれば、やはり、これは当たり前だとは思いますが、嫌なことはしないで。自分にされて嫌なことは、子供に対してもするべきではないと思います。障害のある子供ない子供ではなく、基本的にひとりの人間に対する姿勢として当たり前を持つべき意識だと思います。

子供たちは、障害があってもなくてもさまざまな課題があって、その課題に対する問題意識を共有したのであれば、それをその子の立場に立って、どう解決していくかと基本路線に戻るしかないと思っています。

冒頭でも申し上げましたし、この間の議論でもありましたように、私たち自身の中で社会の中でさまざまな制限や制約や権利侵害があります。そして、親も当事者も被害者になる場合もありますし、そういった意味では、さきほど小山内さんが政治のことですとか、こういった集まりについてもおっしゃっていましたが、この問題に気づいた人たちが一緒になってどう課題を明らかにし解決していくか、できれば、それが施設の職員を含めた広がりを持った中で進めていくこと、そしてその役割を当事者の役割、親の役割をお互いに果たしていくことが必要ではないかと思っています。

田中 /

ありがとうございました。

親も当事者である。当事者である親も含めたつながりの中で、権利として地域生活実現させる、その方向を模索していくのが今回、北海道DPIが行った事業のひとつの趣旨だと思います。

フロアの皆さんからの積極的なご発言をお願いします。

会場 /

私も障害当事者のひとりです。50歳で、中途障害になりました。入院生活が5、6年あって、その後、札幌市のケア付住宅で生活しています。現在は、地域に移動手段がないので、移送サービスを任意で立ち上げています。今回、いろいろと国土交通省の問題があり、法人を立ち上げなければ継続できないということで、いまNPO法人を申請中です。

個人的なことですが、私のいるケア付住宅は全国的にもまれですが、8所帯しかないのです。札幌市の独自のケア付住宅で、住宅そのものは道営住宅で、ケアは札幌市で行われていますが、札幌市はケアの部分民間施設に委託しています。全く施設の職員とおなじような待遇を受けているような気がします。ここ1年くらいから、ケア付住宅の管理団体である施設の役員の方にお話ししましたが、施設の体制が今年の4月に変わったようです。今年度の1月から話し合いに応じてくれる段階になりました。今後は考えるからとありましたが、その後なかなか改善されません。札幌市の自立支援事業で、たった8人の入居しかいないところに2千数百万という大金が使われているようです。それも公ではなく、任意契約であり、何も公表されていない。

そのあたりを皆さんのご意見を伺い、今後、私はどうしたらよいか、参考までにお聞きしたいと思います。

このケア付住宅については、今日いらしている小山内さんがずいぶん頑張って作ってくれたと伺っています。昨年まで宮城県の知事だった浅野四郎さんが、国から来て厚生省が北海道で担当しているときに立ち上がったそうです。

田中 /

時間的なご都合もありますし、申しわけありませんが、簡潔にお願いします。では、西村さん。

西村 /

2千万という話については、まったく承知していないのでコメントできません。ただ、ケア付住宅というよりも、本来、今までの流れからいけば当然利用者主体でやるべきだと思います。利用者主体の中で対応をしていくことと、公的なお金が流れていけば、札幌市としてきちんとした予算、決算報告が明らかになっているはずですから、そういったことの公開を求めていくことが必要だと思います。

今、御意見を伺いたいということにつきましては、内容がはっきり見えないというところがありますので、事実関係がわかりませんのでコメントはできませんが、ただひとつ言えるのは、利用者主体で運営されているかどうかということ、その部分が基本的に重要ではないかと思っています。

田中 /

それでは、時間になりました。時間ちょうどで終わるという約束でしたので、最後に少し整理をさせていただきたいと思います。

シンポジウムだけの整理ではなく、きょうの午前中からのお話も含めて、幾つかでてきた論点がありますが、ひとつは、前回のシンポジウムでキーワードとなった「あきらめない」ということですが、西村さん、尾上さんのお話の中で、施設の中で障害者たちがいかに「あきらめる」ことを強いられてきたかという例をいくつもあげていただきました。

地域生活支援というのは、あきらめている状態からの回復から始めなければならない、それが自立生活プログラムの地域生活支援のスタート地点になるというお話だったと思います。

2つ目は、あきらめさせない資源や支援が地域の中で権利として確保されなければならない。西村さんのお話にもありましたが、必要な支援が欠落はしている、そのことが実は差別であり、権利の侵害であるという認識

を持たなければいけない。そのための法的なルールとしての差別禁止法への策定にむけてのアクションが必要であるというお話だったと思います。

3つ目が尾上さんから大阪府のいくつかの事業や制度の御紹介をいただきました。公的保証人制度について地域生活支援事業における居住サポート事業というものを御紹介いただきました。

これから自立支援法が進んでいく中で、市町村間の制度格差がますます拡大してくる可能性があると思いますので、それぞれの市町村の中での制度の活用方法であるとか、それぞれの市町村の中で展開されている松坂さんのようなところの事業や社会福祉法人の実践の工夫を共有していくことが必要になってくると思います。

4つ目が、大石さんからご指摘をいただきましたが、地域で生活しているというだけで、権利が守られているわけではなく、また、単に支援を受けている、福祉サービスを受けているということだけで人権が守られているわけでもないというお話だったと思います。

一見、地域で支援を受けているように見えても非常に重大な権利侵害をうけていることがある。さきほどのお話の中でも地域生活支援そのものが管理化されてくる危険性というご指摘もありましたが、その辺りの議論がもっと必要だと感じました。

5つ目は、尾上さん、西村さん、そして、小山内さんからお話の中で当事者運動がつくってきた自立の理念がかなり揺れ動いており、後ろ向きに行っているような危険性を感じるというご指摘がありました。

当事者運動がなぜ新しい「自立」の考えを示してきたのか、そうせざるを得なかったことを確認しなければいけないと思いますし、この新しい「自立」の視点から自立支援法のこれからを評価していかなければいけないと思います。

岡本さんが自己選択を強調されましたが、自己選択というのは必要なサービスを選ぶだけでなく、自分にとって不適切なサービスを拒否する選択、そういうことも重要な選択権だと思います。不適切な支援を拒否できるということが保障されなければならないと思います。

6番目に、障害児や障害者の地域づくりがまったく親に任せきりになってしまっているという状況から、その親が支えきれなくなれば、施設入所に直結するという流れがある、ということを燕さんがご指摘されました。親に対する支援、具体的には、親と一緒に地域をつくっていくという支援が必要になるというお話だったと思います。

シンポジストの皆さんには、それぞれの立場から今日のテーマに即しているいろいろご発題いただきました。

現在、新しい制度の施行によって、障害をもつ方たちの自立生活の今後は、非常に不確定で見えにくいところがたくさんありますし、予断をゆるさない状況が続きます。この大きな制度的な変化に注意をはらいながら、今日の報告にありましたように、それぞれの地域で権利としての地域生活、それをささえる支援ということで考えていければと思います。

最後になりましたが、シンポジストの皆さんどうもありがとうございました。